

平成24年度

包括外部監査の結果報告書

平成25年3月

宮崎県包括外部監査人

木下博義

目次

第1章 外部監査の概要

第1 外部監査の種類.....	1
第2 選定した特定の事件.....	1
第3 特定の事件を選定した理由	1
第4 監査対象機関	1
第5 監査の対象期間	1
第6 監査期間.....	1
第7 包括外部監査人及び補助者	2
第8 監査の視点.....	2
第9 実施した主な監査手続	2
第10 利害関係.....	2

第2章 指摘及び意見の要約

第1 指摘	3
第2 意見	4

第3章 基金の概要

第1 基金の一覧.....	10
第2 平成19年度から平成23年度までの5か年間の基金の推移.....	11
第3 運用について.....	16

第4章 各基金の状況

第1 宮崎県開発事業特別資金.....	17
---------------------	----

第2 宮崎県住民生活に光をそそぐ基金	22
第3 宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金.....	27
第4 宮崎県市町村二十一世紀基金	30
第5 宮崎県市町村間連携支援基金	36
第6 宮崎県消費者行政活性化基金	38
第7 宮崎県新しい公共支援基金	42
第8 宮崎県文化振興基金	45
第9 宮崎県財政調整積立金	48
第10 宮崎県県債管理基金	50
第11 宮崎県21世紀づくり基金	53
第12 宮崎県県有施設維持整備基金	55
第13 宮崎県東日本大震災被災者等支援基金	57
第14 宮崎県高齢者等保健福祉基金	59
第15 災害救助基金	65
第16 宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	69
第17 宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金	71
第18 宮崎県地域医療再生基金.....	73
第19 宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金	77
第20 宮崎県国民健康保険広域化等支援基金	80
第21 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金	83
第22 宮崎県介護保険財政安定化基金.....	85
第23 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金.....	87

第 24	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	90
第 25	宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金	92
第 26	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金	96
第 27	宮崎県妊婦健康診査支援基金	98
第 28	宮崎県ワクチン接種緊急促進基金	100
第 29	宮崎県安心こども基金	102
第 30	宮崎県環境保全基金	107
第 31	県営林基金	110
第 32	宮崎県森林環境税基金	113
第 33	宮崎県産業廃棄物税基金	115
第 34	宮崎県森林整備地域活動支援基金	117
第 35	宮崎県林業担い手対策基金	119
第 36	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金	122
第 37	宮崎県ふるさと雇用再生特別基金	125
第 38	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金	127
第 39	宮崎県中山間ふるさと保全基金	130
第 40	宮崎県口蹄疫復興対策基金	132
第 41	宮崎県高等学校等生徒修学支援基金	134
第 42	宮崎県美術品等取得基金	137

報告書の文中、又は表の合計額は、端数処理の関係で内訳金額の合計と一致しない場合がある。

第1章 外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

基金の管理及び運用について

第3 特定の事件を選定した理由

長引く景気低迷により、県の財政収支は悪化の状況が続いている。このような財政状況の中で、近年は基金を活用した事業が増加している。

厳しい財政が継続すると思われる状況下では、基金の管理が適正に行なわれ、基金を活用した事業が有効に実施されることが重要になるものと考え、本事件を選定した。

第4 監査対象機関

基金を所管する課（「第3章 基金の概要 第1 基金の一覧」参照）

第5 監査の対象期間

原則として、平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）を監査対象期間とした。ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

第6 監査期間

平成24年8月27日から平成25年3月6日まで

第7 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	木下博義
補助者	公認会計士	高妻和寛
補助者	公認会計士	坂元隆一郎
補助者	公認会計士	田中克弥

第8 監査の視点

- 1 基金の管理及び運用が法令及び条例等に準拠し適正に行なわれているか。
- 2 基金の管理及び運用が効率的に行われているか。
- 3 基金の管理及び運用が有効に行われているか。

第9 実施した主な監査手続

- 1 関係する法令、条例等を確認した。
- 2 各基金の概要及び趣旨等を確認した。
- 3 基金の積立、運用、取崩しが法令、条例等に準拠して適切に実施されているかを確認した。
- 4 基金の残高は適正か確認した。
- 5 基金設置の目的と現在の環境は整合しているか確認した。
- 6 基金の今後の取崩し、廃止は必要ないか確認した。
- 7 その他必要と認められる監査手続を行った。

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 指摘及び意見の要約

第1 指摘

1 宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金

(指摘1) 基金の運用について

平成23年度の拠出金のうち、93,778千円は拠出後8か月以上普通預金で運用されていた。豪雨により被災した撤去予定施設を緊急的に撤去する必要がある場合に、拠出金を充当するためであるが、災害発生が予想される時期を過ぎ、拠出金の充当見込みがなくなった時点からでも定期預金で運用することは可能であり、拠出受入時点から事業への充当時点までに3か月以上の期間が見込まれる部分についても短期運用が可能であるため、御検討願いたい。

2 災害救助基金

(指摘2) 基金残高について

平成23年度における災害救助法に基づく最少額433,711千円に対し、県の同年度期首基金残高は422,205千円であり、11,505千円の不足が生じていた。法令を遵守し、不足額が発生しないように残高管理を行うべきである。

3 宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金

(指摘3) 基金の取崩しについて

平成22年度における県立みやざき学園の耐震化整備事業において、基金が負担すべき事業費に対し、平成23年度の基金精算時に500円ではあるが多く基金を取り崩している。当該取崩額は適時に一般会計から基金に繰り入れるべきであるため、速やかに対処されたい。

4 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金

(指摘4) 交付要件の確認について

介護職員処遇改善交付金の交付要件の一つに「過去1年間に労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられていないこと」とある。当該要件について、県では、その適合性の有無について確認作業を実施していなかったため、何らかの確認作業が必要である。

第2 意見

1 宮崎県開発事業特別資金積立金

(意見1) 基金の今後について

平成24年度の九州電力株式会社の配当金収入は14百万円程度に減少し、平成25年度以降無配が継続すると、基金の残高が底をつく可能性も否定できない。こうした中、総合政策課では同社の配当金の動向を注視しながら審議会委員等の意見を踏まえた上で、資金を充当する事業を検討していきたいと考えており、同社の配当金に依存する現在の基金の存在意義自体が見直される可能性もある。

2 宮崎県住民生活に光をそそぐ基金

(意見2) 基金残高について

平成23年度においては、当初計画よりも繰出しが少ない事業があり、また、会計課に基金の運用を依頼した結果の運用益は基金に編入されているが、予算編成時にはこれを繰出しの原資にはしていないため、平成24年度末に基金残高が残る可能性がある。この基金残高は国に返還することになるが、効率的に運用した結果である基金の運用益も有効に活用する柔軟な対応も必要と思われる。

3 宮崎県市町村二十一世紀基金

(意見3) 地域力磨き上げ応援事業について

当基金の事業のうち、地域力磨き上げ応援事業に関して、初年度である平成23年度の決算額が当初予算額を大きく下回っている。最終採択年度である平成25年度で全市町村が採択となる可能性は低いとみられており、当該事業の有効性には若干の疑問が残る。未活用の市町村が多い要因は何であるのかを十分に分析し、各市町村が有効に利用するような対応が望まれる。

(意見4) 基金の今後について

当初21世紀に向けて50億円で造成された当基金は、合併関係市町村財政健全化資金の償還金以外の積み増しは未定であり、数年で底をつくおそれがあるため、予算規模を縮小する予定である。既に21世紀に入っており、基金の性格も変容していることから当基金の存続意義についてもさらに検討が必要と思われる。また、長期的展望が必要な事業については同様の基金を造成し、今後とも市町村への支援を行っていくことが望ましい。

4 宮崎県消費者行政活性化基金

(意見5) 基金残高について

当基金事業の実施期間は平成21年度から平成24年度までであるが、平成23年度までで250,648千円が基金事業に充当されており、まだ55,734千円(うち国費分54,884千円)の基金残高がある。もし、平成24年度末において基金の国費分に残高がある場合にはその残高を国に返還することとなるが、過去3年度の実績からすれば使い切れない額ではなく、各市町村に対しても指導しているとのことであった。

5 宮崎県新しい公共支援基金

(意見6) 宮崎県NPOポータルサイトについて

当基金事業は平成24年度までの2か年度の事業であり、平成25年度以降は、平成24年3月に立ち上げた宮崎県NPOポータルサイトを通じた情報提供を行うなど側面的に支援する方針である。当該ホームページは申請書のダウンロードや随時更新されている情報提供など有益であるとの印象を受けたが、このサイトを今後も継続して維持、更新していくためにはそれ相当の費用が必要と思われる。

6 宮崎県文化振興基金

(意見7) みやざき芸術文化振興基金について

平成24年4月1日にみやざき芸術文化振興基金が設置され、新たに県立芸術劇場における各種文化事業等へも基金を充当することになった。これらの事業は従来と比べると金額が大きく、基金の残高も大きくなること、また、劇場の設備・施設のメンテナンスというハード関連事業も実施することから、基金のより効率的な運用に留意しつつ、県立芸術劇場の有効活用に資するような事業の実施を期待する。

7 宮崎県財政調整積立金及び宮崎県債管理基金共通

(意見8) 財政健全化に向けた取り組みについて

県は「宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン」を平成23年度からスタートさせ、財政改革に取り組んでいる。平成23年度2月補正後の財源調整のための基金残高実績492億円は、財政健全化に向けた対策を講じない場合の見込額373億円はもとより、中期財政見通しによる基金残高見込額の455億円も大きく上回っており、財政改革は着実に実行されていることは評価できる。今後とも、着実な取り組みを期待したい。

8 宮崎県21世紀づくり基金

(意見9) 今後のあり方について

ここ5年間で基金の利用はない。将来発生が予想される南海トラフ地震に対する備えとしての防災施設の整備等に本基金が活用されることも考えられる。防災計画がまとめられた後には、県有施設の整備に対応した計画的な積み立てが必要になってくるものと思われる。

9 宮崎県県有施設維持整備基金

(意見 10) 計画的な造成・取崩しの必要性について

本基金は、結果として財政2基金のような財政調整の役割をしている側面もある。本基金は年度によって変動が大きく今後は計画的な造成取崩しが必要と思われる。

10 宮崎県高齢者等保健福祉基金

(意見 11) 基金事業の選定について

本基金は明確な方針・計画のもと、実施する事業を選定するというよりは、むしろ一般予算との不足額を調整しつつ、当該基金の目的に沿う事業へ充当するといった財源調整的な運用がなされている状況である。一般財源において実施すべき事業と本基金で実施すべき事業の範囲を明確にし、本基金の計画的かつ有効な活用を期待したい。

11 災害救助基金

(意見 12) 備蓄物資について

現在の備蓄物資の必要十分性が不明瞭である。また定期的な実地棚卸は実施されていない。県として備蓄基準を作成し、備蓄物資の必要品目・適正在庫数量を明確化することが必要ではなかろうか。また財産管理上、棚卸マニュアル等を作成し、適切な管理体制を構築することが望まれる。

(意見 13) 基金取崩しにかかる決裁について

東日本大震災による被災地域に対し、平成22年度に県は基金を取り崩して備蓄物資を提供している。当該事務手続において、基金取崩し及び物資償却に関する決裁書類が作成されていなかった。緊急のこととはいえ、決裁書類を作成すべきであったと考える。

12 宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金

(意見 14) 基金事業の選定について

本基金で実施すべきものと一般財源で実施すべきものの基準が必ずしも明確ではないのではないかとと思われる部分がある。また、終了までの成果目標や活用計画も定められていない。従って、基金設置の有効性や効果が十分に検証できない可能性がある。

13 宮崎県国民健康保険広域化等支援基金

(意見 15) 今後の基金の活用について

基金の活用額から見ると、基金の造成規模に比して利用が十分であるとは言えない状況であるが、現在国の社会保障制度改革国民会議において国民健康保険制度のあり方が検討されているところであることから、今後は、国の議論を踏まえ、国民健康保険の運営の広域化・財政の安定化を推進するため基金の有効な活用がなされることを期待したい。

14 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金

(意見 16) 基金事業の実施後の検査・確認手続について(介護職員処遇改善交付金事業)

当事業における交付金が実際に介護職員の賃金として支払われているか確認することが事業の適切な実施の観点から非常に重要である。県では、事業者から実績報告書入手し、改善実績額を上回る交付金については、返還を受けている。当該返還金は平成22年度が 9,145 千円(77事業所)、平成23年度が 16,007 千円(64事業所)となっている。

現在は実績報告書の入手のみで事業所への立入調査は行われていないが、上記に掲げた当交付金の性格及び返還金額等を鑑みれば、必要に応じて事業所への立入調査を実施し、書面調査の実効性をより高めることが重要であると考えらる。

(意見 17) 基金事業の実施後の検査・確認手続について(施設開設準備経費助成特別対策事業)

当事業について、県が直接補助金を支給する案件については、県が自ら現地調査を実施しているが、現地調査に関する報告書が作成されていない。従って、調査の内容、問題点の有無等について不明確だけでなく、確認すべき事項の確認もれが発生する可能性もある。

15 宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金

(意見 18) 基金事業の検査・監督体制について

交付した補助金について、事業者から積算方法の誤りがあった旨の報告が県又は市町村にあり、返還を受けたものがあつた。県における検査体制は当該誤りを発見できるものではなかつたとのことである。県は、基金事業が適正に実施されているか、検査体制並びに監督体制を強化することが必要である。

(意見 19) 現地確認の実施について

当基金事業のうち、基盤整備事業などハード面の整備にかかるものについては、必要に応じ現地確認を実施しているが、その記録が作成されていない。現地確認において何を確認し、結果がどうであつたかを文書化することは、当該確認手続の実効性確保の観点から不可欠であると考ええる。

16 宮崎県安心こども基金

(意見20) 子育て支援事業について

「未来みやざき子育て県民運動」を含む「地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援」事業における基金の活用が伸びているが、平成23年度で打ち切りとなっている。こうした事業は有意義であるため、当基金は平成27年度から新たな国の施策に引き継がれる見込みとのことであり、国への働きかけを十分に行うことや宮崎県独自でも予算を確保することに期待したい。

17 宮崎県環境保全基金

(意見 21) 基金のあり方と取崩型への移行の検討について

宮崎県環境保全基金は運用型基金である。今後、低金利下で事業費を賄えるだけの利息収入を得られるか不透明であり、取崩型への移行も含めて、当基金のあり方についての検討も必要と考える。

18 県営林基金

(意見 22) 基金存続の検討について

最近の基金残高は利息収入の増加を除いて増減はない。今後も収支が改善することは困難が予想されており、借入金の償還が一定程度進むまでは剰余金が生じて基金の積立額が生じてくることは考えにくい状況にある。

このような状況下では、当基金が存続すべきか否かも含めて今後のあり方について十分な検討が必要になってくるものと思われる。

19 宮崎県産業廃棄物税基金

(意見 23) 効果測定について

平成21年10月に効果の検証をしているが、効果測定の困難性から効果が明確に示されてはいないようである。今後制度導入10年目の平成26年度には効果測定をより一層明確にすべきと考える。

20 宮崎県林業担い手対策基金

(意見 24) 滞留貸付金の回収について

基金の使途事業の1つで後継者育英資金貸与事業を行っているが、滞留貸付金が生じている(貸付総額の約1%)。関係町村に適切な返還事務を実施するように働きかけているとのことである。窓口が市町村であるので直接的な回収業務はできにくいと考えられるが、今後も返還が確実に行われるよう市町村への働きかけを継続していくことが望まれる。

21 宮崎県高等学校等生徒修学支援基金

(意見 25) 奨学金事業における今後の回収・管理について

県の実施している奨学金事業全体では多額の滞納が発生しているとのことである。返済金が新たな奨学金の原資にもなるので今後の回収、管理には十分な注意が必要と考える。

22 宮崎県美術品等取得基金

(意見 26) 美術品等取得手続の継承の重要性と基金残高について

平成15年度以降は美術品等の取得実績はない。美術品等の取得には相当の知識と経験が必要であり、担当者間で確実に継続していくことが重要と思われる。

また、基金残高が3億円に設定されているが、基金残高の適切性は検討の余地があると考ええる。

第3章 基金の概要

第1 基金の一覧

平成24年3月31日現在の基金の名称及び担当部署は以下のとおりである。

部名	課名	基金名
総合政策部	総合政策課	宮崎県開発事業特別資金
	総合政策課	宮崎県住民生活に光をそそぐ基金
	総合交通課	宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金
	中山間・地域政策課	宮崎県市町村二十一世紀基金
	中山間・地域政策課	宮崎県市町村間連携支援基金
	生活・協働・男女参画課	宮崎県消費者行政活性化基金
	生活・協働・男女参画課	宮崎県新しい公共支援基金
	文化文教・国際課	宮崎県文化振興基金
総務部	財政課	宮崎県財政調整積立金
	財政課	宮崎県県債管理基金
	財政課	宮崎県21世紀づくり基金
	財政課	宮崎県県有施設維持整備基金
	危機管理課	宮崎県東日本大震災被災者等支援基金
福祉保健部	福祉保健課	宮崎県高齢者等保健福祉基金
	福祉保健課	災害救助基金
	福祉保健課	宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金
	医療薬務課	宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金
	医療薬務課	宮崎県地域医療再生基金
	医療薬務課	宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金
	国保・援護課	宮崎県国民健康保険広域化等支援基金
	国保・援護課	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金
	長寿介護課	宮崎県介護保険財政安定化基金
	長寿介護課	宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金
	長寿介護課	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金
	障害福祉課	宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金
	障害福祉課就労支援・精神保健対策室	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金
	健康増進課	宮崎県妊婦健康診査支援基金
	健康増進課	宮崎県ワクチン接種緊急促進基金
こども政策課	宮崎県安心こども基金	
環境森林部	環境森林課	宮崎県環境保全基金
	環境森林課	県営林基金
	環境森林課	宮崎県森林環境税基金
	循環社会推進課	宮崎県産業廃棄物税基金
	森林経営課	宮崎県森林整備地域活動支援基金
	山村・木材振興課	宮崎県林業担い手対策基金
	山村・木材振興課	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金
商工観光労働部	労働政策課	宮崎県ふるさと雇用再生特別基金
福祉保健部・商工観光労働部	国保・援護課、労働政策課	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金
農政水産部	農村整備課	宮崎県中山間ふるさと保全基金
	復興対策推進課	宮崎県口蹄疫復興対策基金
教育庁	財務福利課	宮崎県高等学校等生徒修学支援基金
	生涯学習課	宮崎県美術品等取得基金

(注) 宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金及び宮崎県高等学校等育英資金貸与事業基金は、平成23年度中に廃止されているので監査対象としていない。

第2 平成19年度から平成23年度までの5か年間の基金の推移

平成19年度から平成23年度までの5か年間の監査の対象となった基金の推移は以下のとおりである。

1 平成19年度の基金の推移

(単位:千円)

番号	基金名	平成18年度末 残高	増加額	減少額	平成19年度末 残高
1	宮崎県開発事業特別資金	490,305	43,537	31,512	502,330
2	宮崎県住民生活に光をそそぐ基金	-	-	-	-
3	宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金	-	-	-	-
4	宮崎県市町村二十一世紀基金	3,181,470	847	534,658	2,647,659
5	宮崎県市町村間連携支援基金	-	-	-	-
6	宮崎県消費者行政活性化基金	-	-	-	-
7	宮崎県新しい公共支援基金	-	-	-	-
8	宮崎県文化振興基金	424,019	100	11,356	412,763
9	宮崎県財政調整積立金	8,454,812	1,331,485	68,790	9,717,507
10	宮崎県県債管理基金	47,764,876	1,566,143	11,860,020	37,470,999
11	宮崎県21世紀づくり基金	476,060	1,438	-	477,498
12	宮崎県県有施設維持整備基金	10,005,287	29,140	-	10,034,427
13	宮崎県東日本大震災被災者等支援基金	-	-	-	-
14	宮崎県高齢者等保健福祉基金	1,655,648	-	31,714	1,623,934
15	災害救助基金	338,025	16,716	1,515	353,226
16	宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	-	-	-	-
17	宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金	-	-	-	-
18	宮崎県地域医療再生基金	-	-	-	-
19	宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金	-	-	-	-
20	宮崎県国民健康保険広域化等支援基金	501,440	-	-	501,440
21	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金	-	-	-	-
22	宮崎県介護保険財政安定化基金	3,085,455	58,239	4,000	3,139,694
23	宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金	-	-	-	-
24	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	-	-	-	-
25	宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金	1,066,695	3,050	430,450	639,295
26	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金	-	-	-	-
27	宮崎県妊婦健康診査支援基金	-	-	-	-
28	宮崎県ワクチン接種緊急促進基金	-	-	-	-
29	宮崎県安心こども基金	-	-	-	-
30	宮崎県環境保全基金	400,000	-	-	400,000
31	県営林基金	11,884	35	-	11,919
32	宮崎県森林環境税基金	35,629	269,852	232,960	72,522
33	宮崎県産業廃棄物税基金	193,873	255,988	175,925	273,936
34	宮崎県森林整備地域活動支援基金	288,713	315,016	216,519	387,210
35	宮崎県林業担い手対策基金	4,403,734	34,536	102,925	4,335,345
36	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金	-	-	-	-
37	宮崎県ふるさと雇用再生特別基金	-	-	-	-
38	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金	-	-	-	-
39	宮崎県中山間ふるさと保全基金	1,085,284	5,300	5,300	1,085,284
40	宮崎県口蹄疫復興対策基金	-	-	-	-
41	宮崎県高等学校等生徒修学支援基金	-	-	-	-
42	宮崎県美術品等取得基金	700,000	-	-	700,000

2 平成20年度の基金の推移

(単位:千円)

番号	基金名	平成19年度末 残高	増加額	減少額	平成20年度末 残高
1	宮崎県開発事業特別資金	502,330	43,668	30,106	515,892
2	宮崎県住民生活に光をそそぐ基金	-	-	-	-
3	宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金	-	114,544	-	114,544
4	宮崎県市町村二十一世紀基金	2,647,659	4,534	1,438,828	1,213,365
5	宮崎県市町村間連携支援基金	-	-	-	-
6	宮崎県消費者行政活性化基金	-	252,000	-	252,000
7	宮崎県新しい公共支援基金	-	-	-	-
8	宮崎県文化振興基金	412,763	-	12,585	400,178
9	宮崎県財政調整積立金	9,717,507	13,040,613	6,793,269	15,964,851
10	宮崎県県債管理基金	37,470,999	2,841,479	8,967,991	31,344,488
11	宮崎県21世紀づくり基金	477,498	1,553	-	479,051
12	宮崎県県有施設維持整備基金	10,034,427	52,387	5,000,000	5,086,813
13	宮崎県東日本大震災被災者等支援基金	-	-	-	-
14	宮崎県高齢者等保健福祉基金	1,623,934	-	37,026	1,586,909
15	災害救助基金	353,226	29,422	2,337	380,311
16	宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	-	-	-	-
17	宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金	-	-	-	-
18	宮崎県地域医療再生基金	-	-	-	-
19	宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金	-	-	-	-
20	宮崎県国民健康保険広域化等支援基金	501,440	1,083	-	502,523
21	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金	-	270,082	-	270,082
22	宮崎県介護保険財政安定化基金	3,139,694	77,442	1,000	3,216,136
23	宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金	-	-	-	-
24	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	-	-	-	-
25	宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金	639,295	1,736,311	558,766	1,816,841
26	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金	-	-	-	-
27	宮崎県妊婦健康診査支援基金	-	727,546	-	727,546
28	宮崎県ワクチン接種緊急促進基金	-	-	-	-
29	宮崎県安心こども基金	-	935,567	-	935,567
30	宮崎県環境保全基金	400,000	-	-	400,000
31	県営林基金	11,919	38	-	11,957
32	宮崎県森林環境税基金	72,522	277,854	264,914	85,462
33	宮崎県産業廃棄物税基金	273,936	270,658	271,160	273,434
34	宮崎県森林整備地域活動支援基金	387,210	285,195	230,886	441,519
35	宮崎県林業担い手対策基金	4,335,345	31,650	94,745	4,272,250
36	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金	-	-	-	-
37	宮崎県ふるさと雇用再生特別基金	-	6,330,000	-	6,330,000
38	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金	-	1,970,000	-	1,970,000
39	宮崎県中山間ふるさと保全基金	1,085,284	3,526	7,818	1,080,993
40	宮崎県口蹄疫復興対策基金	-	-	-	-
41	宮崎県高等学校等生徒修学支援基金	-	-	-	-
42	宮崎県美術品等取得基金	700,000	-	-	700,000

3 平成21年度の基金の推移

(単位:千円)

番号	基金名	平成20年度末 残高	増加額	減少額	平成21年度末 残高
1	宮崎県開発事業特別資金	515,892	46,180	27,571	534,501
2	宮崎県住民生活に光をそそぐ基金	-	-	-	-
3	宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金	114,544	584	1,617	113,510
4	宮崎市市町村二十一世紀基金	1,213,365	2,723	722,679	493,409
5	宮崎市市町村間連携支援基金	-	-	-	-
6	宮崎県消費者行政活性化基金	252,000	53,934	86,465	219,469
7	宮崎県新しい公共支援基金	-	-	-	-
8	宮崎県文化振興基金	400,178	-	20,343	379,835
9	宮崎県財政調整積立金	15,964,851	5,562,904	4,867,405	16,660,350
10	宮崎県県債管理基金	31,344,488	9,302,552	10,171,011	30,476,028
11	宮崎県21世紀づくり基金	479,051	1,361	-	480,412
12	宮崎県県有施設維持整備基金	5,086,813	13,800	3,000,000	2,100,613
13	宮崎県東日本大震災被災者等支援基金	-	-	-	-
14	宮崎県高齢者等保健福祉基金	1,586,909	-	14,639	1,572,269
15	災害救助基金	380,311	28,767	1,115	407,963
16	宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	-	1,807,088	4,000	1,803,088
17	宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金	-	3,131,634	-	3,131,634
18	宮崎県地域医療再生基金	-	5,000,000	-	5,000,000
19	宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金	-	-	-	-
20	宮崎県国民健康保険広域化等支援基金	502,523	2,912	225,000	280,435
21	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金	270,082	270,948	-	541,030
22	宮崎県介護保険財政安定化基金	3,216,136	42,326	-	3,258,462
23	宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金	-	4,514,932	463,058	4,051,875
24	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	-	3,300,662	92,500	3,208,162
25	宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金	1,816,841	1,728,677	699,335	2,846,182
26	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金	-	157,483	35,932	121,550
27	宮崎県妊婦健康診査支援基金	727,546	4,565	182,250	549,861
28	宮崎県ワクチン接種緊急促進基金	-	-	-	-
29	宮崎県安心こども基金	935,567	1,867,780	656,447	2,146,900
30	宮崎県環境保全基金	400,000	848,229	69,059	1,179,170
31	県営林基金	11,957	34	-	11,991
32	宮崎県森林環境税基金	85,462	280,635	238,278	127,818
33	宮崎県産業廃棄物税基金	273,434	217,210	189,594	301,050
34	宮崎県森林整備地域活動支援基金	441,519	1,243,680	991,117	694,083
35	宮崎県林業担い手対策基金	4,272,250	19,275	73,689	4,217,836
36	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金	-	5,121,200	1,742,533	3,378,667
37	宮崎県ふるさと雇用再生特別基金	6,330,000	18,640	996,166	5,352,475
38	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金	1,970,000	7,029,970	1,180,346	7,819,624
39	宮崎県中山間ふるさと保全基金	1,080,993	8,864	5,064	1,084,793
40	宮崎県口蹄疫復興対策基金	-	-	-	-
41	宮崎県高等学校等生徒修学支援基金	-	592,923	92,538	500,385
42	宮崎県美術品等取得基金	700,000	-	400,000	300,000

4 平成22年度の基金の推移

(単位:千円)

番号	基金名	平成21年度末 残高	増加額	減少額	平成22年度末 残高
1	宮崎県開発事業特別資金	534,501	43,718	15,071	563,148
2	宮崎県住民生活に光をそそぐ基金	-	94,916	-	94,916
3	宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金	113,510	262	12,009	101,762
4	宮崎県市町村二十一世紀基金	493,409	408,353	315,519	586,243
5	宮崎県市町村間連携支援基金	-	-	-	-
6	宮崎県消費者行政活性化基金	219,469	1,281	95,395	125,355
7	宮崎県新しい公共支援基金	-	146,000	-	146,000
8	宮崎県文化振興基金	379,835	380	14,471	365,744
9	宮崎県財政調整積立金	16,660,350	561,280	5,551,537	11,670,094
10	宮崎県県債管理基金	30,476,028	21,064,382	6,416,858	45,123,552
11	宮崎県21世紀づくり基金	480,412	520	-	480,932
12	宮崎県県有施設維持整備基金	2,100,613	5,002,359	-	7,102,973
13	宮崎県東日本大震災被災者等支援基金	-	-	-	-
14	宮崎県高齢者等保健福祉基金	1,572,269	-	18,345	1,553,925
15	災害救助基金	407,963	31,088	16,846	422,205
16	宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	1,803,088	5,950	322,415	1,486,623
17	宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金	3,131,634	6,077	1,246,311	1,891,400
18	宮崎県地域医療再生基金	5,000,000	3,347	393,626	4,609,720
19	宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金	-	-	-	-
20	宮崎県国民健康保険広域化等支援基金	280,435	719	-	281,153
21	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金	541,030	309,254	-	850,284
22	宮崎県介護保険財政安定化基金	3,258,462	17,394	-	3,275,856
23	宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金	4,051,875	9,953	1,547,877	2,513,951
24	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	3,208,162	834,034	1,450,350	2,591,846
25	宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金	2,846,182	55,525	1,086,377	1,815,331
26	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金	121,550	58,054	49,587	130,017
27	宮崎県妊婦健康診査支援基金	549,861	21,810	203,625	368,046
28	宮崎県ワクチン接種緊急促進基金	-	1,044,627	196,374	848,253
29	宮崎県安心こども基金	2,146,900	863,838	1,116,891	1,893,847
30	宮崎県環境保全基金	1,179,170	1,834	520,022	660,982
31	県営林基金	11,991	10	-	12,001
32	宮崎県森林環境税基金	127,818	280,247	235,759	172,306
33	宮崎県産業廃棄物税基金	301,050	249,772	208,499	342,323
34	宮崎県森林整備地域活動支援基金	694,083	1,540	439,133	256,490
35	宮崎県林業担い手対策基金	4,217,836	-	109,968	4,107,868
36	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金	3,378,667	521,216	2,432,777	1,467,106
37	宮崎県ふるさと雇用再生特別基金	5,352,475	4,412	2,219,061	3,137,825
38	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金	7,819,624	2,575,524	4,049,388	6,345,760
39	宮崎県中山間ふるさと保全基金	1,084,793	1,755	13,055	1,073,493
40	宮崎県口蹄疫復興対策基金	-	3,454,069	950,665	2,503,404
41	宮崎県高等学校等生徒修学支援基金	500,385	948	94,344	406,989
42	宮崎県美術品等取得基金	300,000	-	-	300,000

5 平成23年度の基金の推移

(単位:千円)

番号	基金名	平成22年度末 残高	増加額	減少額	平成23年度末 残高
1	宮崎県開発事業特別資金	563,148	42,484	180,046	425,586
2	宮崎県住民生活に光をそそぐ基金	94,916	58	31,841	63,133
3	宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金	101,762	111,116	17,229	195,649
4	宮崎市市町村二十一世紀基金	586,243	304,949	460,246	430,946
5	宮崎市市町村間連携支援基金	-	500,296	4,313	495,983
6	宮崎県消費者行政活性化基金	125,355	310	69,931	55,734
7	宮崎県新しい公共支援基金	146,000	87	65,458	80,629
8	宮崎県文化振興基金	365,744	932,288	7,772	1,290,260
9	宮崎県財政調整積立金	11,670,094	12,068	429	11,681,733
10	宮崎県県債管理基金	45,123,552	13,031,671	11,992,670	46,162,553
11	宮崎県21世紀づくり基金	480,932	509	-	481,441
12	宮崎県県有施設維持整備基金	7,102,973	3,830,839	-	10,933,811
13	宮崎県東日本大震災被災者等支援基金	-	664,415	214,026	450,389
14	宮崎県高齢者等保健福祉基金	1,553,925	-	75,767	1,478,158
15	災害救助基金	422,205	31,244	5,445	448,004
16	宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	1,486,623	2,825	1,053,592	435,855
17	宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金	1,891,400	1,195,210	1,409,767	1,676,843
18	宮崎県地域医療再生基金	4,609,720	3,019,504	2,088,959	5,540,264
19	宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金	-	1,000,394	52,195	948,199
20	宮崎県国民健康保険広域化等支援基金	281,153	45,447	-	326,600
21	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金	850,284	308,967	-	1,159,251
22	宮崎県介護保険財政安定化基金	3,275,856	12,865	-	3,288,721
23	宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金	2,513,951	2,436	1,750,326	766,061
24	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	2,591,846	7,065	1,235,058	1,363,853
25	宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金	1,815,331	238,558	1,641,772	412,117
26	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金	130,017	36,358	56,345	110,030
27	宮崎県妊婦健康診査支援基金	368,046	183,074	250,130	300,991
28	宮崎県ワクチン接種緊急促進基金	848,253	507,118	712,962	642,409
29	宮崎県安心こども基金	1,893,847	3,120,825	1,415,266	3,599,406
30	宮崎県環境保全基金	660,982	233	261,052	400,163
31	県営林基金	12,001	12	-	12,013
32	宮崎県森林環境税基金	172,306	280,756	256,179	196,882
33	宮崎県産業廃棄物税基金	342,323	217,660	211,366	348,617
34	宮崎県森林整備地域活動支援基金	256,490	566,553	252,351	570,692
35	宮崎県林業担い手対策基金	4,107,868	-	139,132	3,968,736
36	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金	1,467,106	6,140,555	1,462,157	6,145,505
37	宮崎県ふるさと雇用再生特別基金	3,137,825	1,422	2,905,406	233,842
38	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金	6,345,760	2,126,366	4,891,884	3,580,242
39	宮崎県中山間ふるさと保全基金	1,073,493	7,182	6,790	1,073,885
40	宮崎県口蹄疫復興対策基金	2,503,404	797,709	1,012,797	2,288,316
41	宮崎県高等学校等生徒修学支援基金	406,989	68,281	115,598	359,672
42	宮崎県美術品等取得基金	300,000	-	-	300,000

第3 運用について

基金の運用については、各課と会計課の協議のもと、会計課が確実かつ有利な方法により運用している。

第4章 各基金の状況

第1 宮崎県開発事業特別資金

1 所管部課

総合政策部 総合政策課

2 設置目的

資源の総合的な開発を促進し、産業の振興を図ることを目的としている。

3 設置年月日

昭和34年3月10日

4 設置期限

条例等による期限はない。

5 基金の概要

昭和初期において、本県の恵まれた水資源を活用して県営発電事業を興し、窮乏を極めた本県財源に資することを目的に小丸川水系に設置・運営された2つの発電所は、戦時中に当時の国策会社である日本発送電株式会社に強制譲渡された。戦後これらを引き継いだ九州電力株式会社に対し、返還運動を行った結果、昭和34年に施設不返還の代償として、額面で約5億6千万円の九州電力株式を取得し、当該株式の配当金を主たる財源とした宮崎県開発事業特別資金が設置された。その後、昭和44年度からの総合文化施設建設事業のために株式の一部売却が行われ、現在700,400株を企業局で保有している。当初は主に小丸川総合開発事業に充当していたが、現在では全県的な観点で事業採択を行うようになっている。平成23年度の宮崎県開発事業特別資金特別会計から一般会計への事業経費繰出金は次のとおりである。

(単位:千円)

事業	事業内容	効果	総事業費	資金充 当額 (予算)	資金充 当額 (決算)
太陽光 発電シ ステム 導入促 進事業	県内の住宅に、太陽光発電システム及びLED照明器具を複合的に導入する場合、1kw当たり3万円(上限8万円)を補助する。	募集期間:平成23年7月27日～平成24年2月8日 申請件数:2,406件 交付件数:2,289件	201,667	143,492	114,940
新エネ ルギー の拠点 づくり 事業	ビームダウン式集光装置を設置し、新エネルギーに関する最先端の研究開発を本県で行うことにより、「環境・新エネルギー先進地づくり」を進めるとともに、企業や研究施設の誘致、あるいは、集光システム等の製造等に関する地元企業への技術移転等を促進する。	宮崎大学、新潟大学、三鷹光器株式会社との連携プロジェクトでビームダウン式としては国内最大級、世界最高レベルの集光度の集光装置を設置。高密度に集光された太陽光を熱に転換することで得られる高温により、太陽電池の原料となる金属シリコンを製造する研究や、水素製造に関する新潟大学との共同研究などが計画されている。平成24年8月に完成。	50,000	50,000	50,000

(単位:千円)

事業	事業内容	効果	総事業費	資金充 当額 (予算)	資金充 当額 (決算)
環境保 全の森 林整備 事業	一ツ瀬川及び小丸川の濁水の長期化を抑止するとともに、国土保全、水源涵養等の森林の公益的機能の維持増進に資するため、県、関係市町村、電気事業者で「一ツ瀬川及び小丸川上流域森林保全機構」を設立し、森林整備、崩壊地の緑化及び上下流の交流等を行う事業。県は平成11年から平成25年まで15年間毎年15,000千円を負担する。	平成23年度の「一ツ瀬川及び小丸川上流域森林保全機構」の主な事業は、西都市、椎葉村、美郷町の崩壊地等の緑化事業2,271㎡、21,085千円等。 なお、機構に拠出される毎年度の資金は宮崎県の15,000千円のほか、九州電力株式会社30,000千円など合計で65,280千円。	15,000	15,000	15,000
計			266,667	208,492	179,940

6 根拠となる条例

石河内第二発電所及び川原発電所に関する株式より生ずる利益金の使用等に関する条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

株式配当金 100%(九州電力株式会社株式70万400株)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		490,305	502,330	515,892	534,501	563,148
増加	造成 株式配当金	42,024	42,024	42,024	42,024	42,024
	運用 利息	1,479	1,632	4,127	1,658	447
	前期繰越金	34	11	29	36	12
	増加計	43,537	43,668	46,180	43,718	42,484
減少	事業経費繰出	31,500	30,000	27,500	15,000	179,940
	審議会運営費	0	77	35	58	102
	次年度繰越金	11	29	36	12	3
	減少計	31,512	30,106	27,571	15,071	180,046
期末残高		502,330	515,892	534,501	563,148	425,586

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	397,034
合計	397,034

(注) 平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

10 意見

(意見1) 基金の今後について

この基金は平成22年度までは九州電力株式会社の毎年度の配当金の範囲内で事業経費に繰り出していたが、平成23年度は基金の取り崩しをして事業経費に繰り出している。これは、平成20年度の宮崎県開発事業特別資金審議会において、「従来の環境保護関連事業への支出優先から新エネルギー関連事業への支出を優先すべき」、との意見に基づき、平成22年度まで環境森林部環境森林課で別財源から支出していた太陽光発電システム導入促進事業を平成23年度に当基金から支出することにしたこと等によるものである。この方針転換により平成22年度末で563百万円あった基金残高は、平成23年度末で426百万円に減少している。さらに平成24年度においても平成23年度と同じく太陽光発電システム導入促進事業に1億円、環境保全の森林整備事業に15百万円を支出するなど、合計で125百万円の事業経費の支出が予定されている。一方、財源となる九州電力株式会社の配当金は、平成24年6月の期末配当金が前年度までの1株30円から1株20円に減額となった上、平成24年11月の中間配当金は原子力発電所の運転停止の影響による火力燃料費や購入電力料の増加などで、九州電力の赤字幅が前期と比べて拡大する見通し

となり、前年度までの1株30円が無配に転落した。平成25年6月の期末配当金も無配となる見込みである。平成24年度の配当金収入は14百万円程度であり、平成25年度も無配となった場合には事業費が現在のまま推移すれば、平成26年度中に基金残高は底をついてしまう可能性がある。これについて総合政策課では平成24年度の事業経費繰出金の変更は予定しておらず、平成24年度末の基金残高は315百万円ほどにまで減少することになる。これまで九州電力株式会社は安定配当を維持するとともに、中長期的な観点から株主の利益拡大を図ることを利益配分の基本方針としており、今までは安定配当が実施されてきたが、今般の東日本大震災が同社に及ぼす影響は甚大であり、将来的に安定配当が維持されるかどうかは不明である。このまま無配が継続し、基金造成額がゼロとなり、基金の残高が減少し、ゼロとなってしまう可能性も否定できない。こうした中、総合政策課では九州電力株式会社の配当金の動向を注視しながら審議会委員等の意見を踏まえた上で、資金を充当する事業を検討していきたいと考えている。九州電力株式会社の配当金に依存する現在の同基金の存在意義自体が見直される可能性もある。

第2 宮崎県住民生活に光をそそぐ基金

1 所管部課

総合政策部 総合政策課

2 設置目的

宮崎県における経済や雇用情勢が厳しい状況にある中で、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に対する取組を強化し、地域の活性化及び県民生活の安心確保を図ることを目的としている。

3 設置年月日

平成23年3月22日

4 設置期限

平成26年3月31日

5 基金の概要

平成22年10月8日に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～」において、「新たな交付金を創設し、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり）に対する地方の取組を支援する」とされたことを踏まえ、平成22年度国の補正予算において、住民生活に光をそそぐ交付金1,000億円（予算計上額）が創設された。このうち、宮崎県は宮崎県住民生活に光をそそぐ基金94,916千円の造成を含む801,844千円の実施計画が認められ、これにより当基金が造成されている。

当基金により実施される事業は次の7事業である。

(単位:千円)

番号	事業名	所管課	事業費合計	平成23年度取崩額
1	住民生活に光をそそぐソーシャルビジネス創出支援事業	総合政策課	20,000	6,204
2	東九州地域医療産業研究開発拠点づくり事業	総合政策課	17,000	3,559
3	商品表示監視サポーター設置事業	生活・協働・男女参画課	5,168	1,406
4	消費生活啓発機能等強化事業	生活・協働・男女参画課	6,200	2,998
5	DV防止啓発キャンペーン事業	生活・協働・男女参画課	27,000	8,303
6	外国人も暮らしやすい地域づくり事業	文化文教・国際課	12,000	6,000
7	こころの健康づくり事業	障害福祉課	7,548	3,370
		計	94,916	31,841

なお、各事業の概要、効果等は次のとおりである。(実施計画より)

番号	事業の内容	期待される効果	雇用拡大人数
1	地域活性化対策及び雇用・人材育成として、DV対策や児童虐待防止、困難を抱える子ども・若者対策など、弱者対策・自立支援に関する地域ニーズを踏まえた課題解決を図るため、ビジネスの手法を用いた新たな事業の創出、枠組みの構築等に要する費用を交付対象経費とする。	地域の社会的課題に対する当事者意識の醸成、能動的行動の環境づくりの推進とともに、課題抽出・課題にビジネスの手法を活用する人材の育成、新たな事業・雇用の創出を図る。	2人
2	地域活性化対策(知の地域づくり)及び新成長戦略の推進(ライフ・イノベーション推進)として、県立病院において産学官が連携し、地域医療の向上や医療機器開発にかかる知の拠点づくりを図るため、研究開発等の実施に要する費用を交付対象経費とする。	新たな医療機器・サービス等の研究開発・改良の推進により、ライフ・イノベーションによる医療・健康産業の拠点づくり、経済の活性化が期待できる。	2人
3	地域活性化対策(地方消費者行政)として、商品表示監視体制の強化による消費者保護を図るため、商品表示監視サポーターの報酬・旅費等の監視活動等に要する費用を交付対象経費とする。	商品表示の適正化による消費者利益の保護及び表示に対する県民の意識高揚が期待でき、安全・安心な消費生活の確保を図る。	15人

番号	事業の内容	期待される効果	雇用 拡大 人数
4	地域活性化対策(地方消費者行政)として、複雑多様化する消費者問題に対する意識高揚及び消費生活センターの周知を図るため、消費者フェア開催、各種メディア広報、啓発活動実施等に要する費用を交付対象経費とする。	消費者問題に対する県民意識の高揚や消費生活センターの周知による県民の安全・安心な消費生活の確保を図る。	1人
5	福祉等の強化による安心の確保(DV被害者支援対策)として、県全体にDV根絶に向けた気運の醸成を図るため、メディアを活用した広報や街頭キャンペーン、出前講座等実施、啓発資料整備等に要する費用を交付対象経費とする。	県全体にDV根絶に向けた気運の醸成が図られ、DV予防が促進されることにより、県民のくらしの安心の確保を図る。	1人
6	地域活性化対策(弱者対策・自立支援)として、外国人住民の安心・安全な生活の確保を図るため、各種相談窓口の設置、日本語等講座の実施及び生活実態調査や生活ガイドブック作成等外国人住民支援に要する費用を交付対象経費とする。	外国人住民支援業務に携わる人材の雇用やNPO等の活動支援を通じて、外国人住民の安心・安全な生活の確保はもとより、雇用創出等地域における経済効果が期待できる。	1人
7	地域活性化対策(弱者対策・自立支援)として、自殺の背景となり得る家庭や対人関係などのこころの悩みを早期に相談できる体制づくりを図るため、専門知識を有する者による電話相談窓口設置や思春期精神保健相談等に要する費用を交付対象経費とする。	精神疾患や様々な悩みを気軽に相談でき、ストレス軽減でき、ストレス軽減のみならず心の問題の早期発見・治療による障害・医療費等経済負担の軽減が図られるとともに、安定的な就労による生活維持が可能となる。	2人
		計	24人

各事業とも社会福祉的な側面をもち、従来の施策にはなかったものであり、一定の効果は上がっていると考えられる。

なお、東九州地域医療産業研究開発拠点づくり事業は平成25年度以降も一般会計で措置予定とのことである。また、ソーシャルビジネスの支援については、平成24年9月に開設した「みやざき県民協働支援センター」において相談対応や情報提供を行うなど、今後とも継続していくとのことである。

6 根拠となる条例

宮崎県住民生活に光をそそぐ基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 100%(住民生活に光をそそぐ交付金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成22年度	平成23年度
期首残高		-	94,916
増加	造成 国	94,916	-
	運用 利息	-	58
	増加計	94,916	58
減少	事業経費繰出	-	31,841
	減少計	-	31,841
期末残高		94,916	63,133

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	62,260
合計	62,260

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

10 意見

(意見2) 基金残高について

当基金は100%国の交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)で造成されており、平成24年度末に残高がある場合には、その残高を国に返還することになっている。期限まで1年以上あるが、繰出しは実施計画をもとに平成24年度まで既に予算化されている。平成23年度においては、複数の事業で当初計画よりも繰出しが少ないものがあり、また、会計課に基金の運用を依頼した結果の運用益(定期預金の受取利息)は基金に編入されているが、予算編成時にはこれを繰出しの原資にはしていないため、平成24年度末に基金残高が残る可能性があるとのことである。先に述べたとおり、この基金残高は国に返還することになるが、効率的に運用した結果である基金の運用益までも国に返還することとなれば、効率的に運用した意義が無くなることとなる。不必要なものに支出する必要はないが、基金を造成した以上、運用益も含め、有効に活用する柔軟な対応も必要と思われる。

第3 宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金

1 所管部課

総合政策部 総合交通課

2 設置目的

高千穂鉄道株式会社(TR)の施設については沿線自治体(延岡市、高千穂町及び日之影町)が寄附を受け、寄附を受けた施設のうち不要となったものの撤去費用については、県及び沿線自治体が共同で負担することとなっている。

不要施設には、橋梁など多額の撤去費用がかかるものが多いため、単年度の支出は困難であり、中長期的な対応が必要なことから、宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金を設置し、撤去に必要な資金を計画的に積立てを行うことを目的としている。

3 設置年月日

平成20年12月28日

4 設置期限

平成33年3月31日(予定)

5 基金の概要

旧国鉄高千穂線の廃止を受け、高千穂線既開業区間の全線を継承し・運営に当たる受け皿会社として第3セクター方式により高千穂鉄道株式会社が設立され、沿線の通勤・通学需要に応える一方、「トロッコ神楽号」運行等による観光需要の掘り起こしにも力を入れていたが、高千穂鉄道は平成17年9月の台風14号による暴風雨で鉄道設備に甚大な被害を受け、全線運転休止となり、再開の検討もなされたが、平成20年12月に全線廃止された。この結果、沿線自治体が高千穂鉄道株式会社から寄附を受けた旧鉄道施設のうち、老朽化した橋梁やトンネルなど、沿線住民の安全・安心を阻害するおそれのある不要施設の撤去を計画的に行うべく、高千穂鉄道存続時の沿線自治体が造成していた「高千穂町地域交通体系整備基金」の残額114,543,501円と、県及び沿線自治体からの平成23年度から毎年度拠出金により基金を造成したものである。

施設撤去は平成32年まで計画的に実施予定であり、撤去費用の総額は1,209,748千円の見込みである。なお、撤去計画及び基金積立ての計画は、基金運営協議会(会長:総合政策部次長、メンバー:延岡市副市長、高千穂町副町長、日之影町副町長の4名)で毎年度見直しを行う。

6 根拠となる条例

宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県	50.0%
延岡市	25.0%
高千穂町	15.5%
日之影町	9.5%

8 基金の推移

年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		-	114,544	113,510	101,762
増加	造成	県	-	-	55,456
		その他	114,544	-	-
	運用	利息	-	584	262
		増加計	114,544	584	262
高千穂線鉄道施設整理基金補助事業		-	1,477	11,811	
減少	事務費充当額	-	140	198	
	減少計	-	1,617	12,009	
	期末残高	114,544	113,510	101,762	

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

平成20年度の造成額のその他114,544千円は「高千穂町地域交通体系整備基金」の基金残額を当基金に繰り入れたものである。

平成23年度の造成額のその他55,456千円は沿線自治体(延岡市、高千穂町、日之影町)が各拠出割合(延岡市25%、高千穂町15.5%、日之影町9.5%)で拠出したもので、宮崎県は残りの50%、55,456千円を拠出している。

事業経費繰出のうち、平成21年度は緊急を要する撤去工事費用、平成22年度は撤去計画立案の委託費用であり、平成23年度から撤去計画に従った撤去工事費用が繰出されている。なお、事務費充当額は単年度の運用利息から捻出されている。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	101,762
普通預金	93,887
合計	195,649

10 指摘

(指摘1) 基金の運用について

平成23年度は平成22年度の基金残高101,762千円を1年間の定期預金で運用しているが、平成23年度の宮崎県及び沿線自治体からの拠出金110,913千円は平成23年7月に拠出された後、その一部が年度末に高千穂線鉄道施設整理基金補助事業に充当されるまで普通預金で運用されていた。平成23年度の補助事業は計画で25,399千円、実績も17,134千円であり、結果的に当年度の拠出金のうち、93,778千円は、拠出後8か月以上普通預金で運用されていたことになる。これについて総合交通課に質問したところ、台風や異常気象などの豪雨により、当該撤去予定施設が被災し、緊急的にその施設の撤去を行う必要がある場合に、当年度の拠出金を充当する予定としていたとの回答であった。災害の発生が予想される時期を過ぎ、当年度の拠出金を充当する見込みがなくなった時点からでも定期預金で運用することは可能であり、拠出受入時点から事業への充當時点までに3か月以上の期間が見込まれるのであれば、その部分についても短期での運用が可能であるため、御検討願いたい。

第4 宮崎県市町村二十一世紀基金

1 所管部課

総合政策部 中山間・地域政策課

2 設置目的

長期的展望に立脚した地域独自の振興策を講ずる市町村を支援することを目的としている。

3 設置年月日

平成2年4月1日

4 設置期限

条例等による期限はない。

5 基金の概要

竹下内閣の下で昭和63年から平成元年に実施された「ふるさと創生事業」に象徴されるように、高齢化・国際化・情報化等の急速な進展により社会情勢が大きく変化する中、市町村が地域住民の福祉の向上と地域の振興を図るために積極的な地域活性化に取り組むことが不可欠であり、地方自治体が自ら主導する地域づくりということで、創意工夫し地域の振興を図る動きが日本全国に起きている。その中で宮崎県は21世紀に向けて、県内各市町村が独自の振興策を講じるよう、平成2年に20億円の独自の基金を設置し、この運用益を一般会計に繰り入れ、補助金として市町村に交付することになった。当初は5%の利回りで毎年1億円の運用益及び補助金を予定していたが、バブル崩壊による金利低下もあり、平成4年に20億円、平成7年に10億円の追加造成により合計50億円の基金となった。しかし、更なる景気悪化に伴う金利低下により平成14年に条例の一部改正、追加を行い、果実運用型から取崩型に転換し、21世紀の市町村づくり事業、市町村合併支援交付金及び合併関係市町村財政健全化支援事業、総合的な地域づくり支援事業、移住等促進施策等の事業に要する経費に充当され、平成23年度末で約4億円の残高となっている。

平成23年度で当基金が充当された事業は次の7事業である。

(単位：千円)

番号	事業名	所管課	事業費合計	取崩額	決算額
1	宮崎県市町村合併支援交付金	市町村課	216,378	108,189	108,189
2	中山間地域等創造支援事業	中山間・地域政策課	43,502	43,235	42,001
3	地域力磨き上げ応援事業	中山間・地域政策課	5,281	4,924	5,250
4	がんばろう中山間！出会い創出事業	中山間・地域政策課	1,500	1,500	220
5	みやざき移住定住促進事業	中山間・地域政策課	12,273	2,398	12,155
6	市町村間連携支援基金設置事業	中山間・地域政策課	500,000	100,000	500,000
7	一般財源振替	中山間・地域政策課	200,000	200,000	200,000
計			978,934	460,246	867,815

なお、各事業の概要、効果等は次のとおりである。

(1) 宮崎県市町村合併支援交付金

合併後の一体的なまちづくりに必要な事業(ア 合併によって一時的、臨時的に必要となる事業、イ 市町村建設計画(合併市町村基本計画)に基づいて実施する事業、ウ その他合併後の一体的なまちづくりのために知事が必要と認める事業)に対し、合併年度及び引き続いての5年間に交付するもので、2分の1を一般財源で、残り2分の1を当基金で賄うものである。旧法合併した6市町村全体で37億円、現行法合併の4市全体では9億円を交付することとしており、これまで電算システムの統合・整備、地域防災計画等各種計画の策定、保育所や小中学校施設の改修、公立病院の施設・設備整備等に活用している。旧法分37億円は平成22年度をもって全額交付済みであり、現行法分9億円のうち、平成22年度までに594,822千円、平成23年度に216,378千円交付済みであり、平成24年度で交付残88,800千円を交付予定である。

(2) 中山間地域等創造支援事業

「新みやざき創造計画」に基づく新しい県づくりを推進するため、市町村と地域住民が一体となった地域づくりへの取組みについて支援を行うものである。新みやざき創造戦略に掲げる目標達成に資する事業であり、かつ、地域住民との協働で行う個性のある地域づくりにつながる内容を対象としており、これには戦略達成事業や計画策定事業といったソフト事業だけでなく、ソフト事業を実施するために必要となる施設整備事業(ハード事業)も対象となっている。補助率は地域創造枠(市町村の骨太な「地域創造計画」を策定し、国・県等事業の集中投入を図るもの)で4分の3以内、条件不利市町村枠(地域振興立法5法指定市町村)で3分の2以内(ただし、特別分として、少子化への対応等のテーマに基づくものは4分の3以内)、一般枠で財政力指数により3分の1以内、2分の1以内、3分の2以内とされている。平成20年度から3か年で事業を採択し、3年間の支援を行っており、平成23年度は平成21、22年度に採択された事業の支援が行われている。

なお、採択された事業は平成20年度が11件、平成21年度が6件、平成22年度が5件の計22件、市町村数では16市町村に支援が行われている。このう

ち、地域創造枠は2件、条件不利市町村枠は19件、一般枠は1件(広域連携、4市町村)となっている。宮崎県26市町村の中で、地域振興立法5法指定市町村は20市町村あり、そのうち、16市町村が当該事業により支援を受けており、有効に活用されていると言える。

(3) 地域力磨き上げ応援事業

宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」に基づく新しい「ゆたかさ」を創造するため、市町村と地域住民が一体となった地域づくりの取組について支援を行うものである。平成22年度で採択終了となった前述の中山間地域等創造支援事業の後継事業として平成23年度に創設されたもので、引き続き地域創造枠、条件不利市町村枠、一般枠でのソフト事業、ハード事業への補助事業を行うほか、新たな取組として「地域再生アドバイザー」短期派遣を実施するものである。

「地域再生アドバイザー」短期派遣は、地域が抱える課題の分析や今後進むべき方向性について、具体的・実務的なアドバイスを行うアドバイザーを3日間程度派遣するものであり、市町村が計画等を作成するに当たりの確かなアドバイスを受けるための経費を支援するものである。初年度である平成23年度は「地域再生アドバイザー」を5市町村に当初の予定通り派遣しており、平成24年度も3件の派遣を予定しており、有効に活用されていると認められる。

一方の補助事業は、初年度である平成23年度は6月補正予算による成立でスタートが遅れ、市町村側が計画準備段階であったことから採択は4市町(地域創造枠1件、条件不利市町村枠2件、一般枠1件)であった。この事業の当初予算が42,185千円であったにもかかわらず、最終予算で5,281千円、決算額が4,893千円となっているのは、採択件数が少なかったこと及び7月中旬からの事業募集で事業実施期間が短かった上、各市町村とも3年間で事業展開を図るうちの初年度であり、事業内容が計画策定等であったことによるものであるといえる。

(4) がんばろう中山間！出会い創出事業

少子高齢化及び人口減少が著しい中山間地域における未婚率の上昇が深刻な課題となっており、将来を担う次世代の確保に対する懸念が生じているため、独身男女の出会いの場を創出する市町村に対し、その経費の一部を助成するものであり、平成20年度から平成22年度まで実施された「宮崎魅力再発見 出会い・ふれあい交流事業」の後継事業である。

初年度である平成23年度は当初予算で2,087千円、最終予算でも3町村(諸塚村、日之影町、国富町)で1,500千円(補助の上限500千円×3)を計上していたが、決算額は220千円と不用額が1,280千円発生している。これは市町村での手続きの遅れやイベントを計画したが独身女性の応募がなかったことなどによって、実施されたのは国富町のみであったことによるものである。平成24年度では2,000千円(4市町村分)の予算を組んでおり、西都市や諸塚村が活用する予定である。

(5) みやざき移住定住促進事業

あらゆる世代の都市住民等を対象として、本県の住環境などをアピールし、本県への移住を呼びかけるとともに、市町村や地域住民が主体となった相談体制の充実を図ることで本県への移住定住を促進する目的で実施されるものであり、平成22年度から平成24年度までの3か年事業である。平成23年度においては、首都圏での移住相談会等の開催、市町村(日南市、串間市、小林市、えびの市、綾町、五ヶ瀬町)に対する補助事業の実施、移住等促進庁内連絡会議の開催などの事業を実施し、最終予算額12,273千円に対し、12,155千円の決算額となっており、平成24年度も同様の事業で13,152千円の事業を計画している。(うち、基金からの支出は3,000千円)

(6) 宮崎県市町村間連携支援基金設置事業

「第5 宮崎県市町村間連携支援基金(36ページ以降)」を参照

(7) 一般財源振替

「第5 宮崎県市町村間連携支援基金(36ページ以降)」を参照

6 根拠となる条例

宮崎県市町村二十一世紀基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 100%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		3,181,470	2,647,659	1,213,365	493,409	586,243
増加	造成	健全化資金償還金	-	-	-	403,445
		その他	847	4,534	2,723	4,908
	増加計	847	4,534	2,723	408,353	304,949
減少	市町村合併支援交付金	349,150	317,850	430,755	265,964	108,189
	合併関係市町村財政健全化支援事業	-	993,500	202,345	-	-
	元気のいい地域づくり総合支援事業	185,508	97,066	37,437	-	-
	個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業	-	30,412	-	-	-
	中山間地域等創造支援事業	-	-	50,720	47,326	43,235
	地域力磨き上げ応援事業	-	-	-	-	4,924
	がんばろう中山間！出会い創出事業	-	-	-	-	1,500
	宮崎に来んね、住まんね、呼びかけ強化事業	-	-	1,422	-	-
	みやざき移住定住促進事業	-	-	-	2,229	2,398
	市町村間連携支援基金設置事業	-	-	-	-	100,000
	一般財源振替	-	-	-	-	200,000
減少計	534,658	1,438,828	722,679	315,519	460,246	
期末残高		2,647,659	1,213,365	493,409	586,243	430,946

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

平成22年度、平成23年度の造成その他は合併関係市町村財政健全化支援事業の貸付金の返還(返済)額である。

増加の運用利息欄がゼロとなっているのは、当基金の運用益が一般会計歳入として処理されていることによるものであり、これは条例に基づいたものである。

参考

宮崎県市町村二十一世紀基金条例

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、振興策実施市町村の支援に要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

過去5年間の運用益の状況は次のとおりである。

年度	運用益（千円）
19	9,574
20	7,140
21	5,404
22	701
23	624

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	428,117
合計	428,117

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

当基金は当初果実運用型であったが、現在は条例の一部改正、追加を行い、実質取崩型となっている。取崩しは年度末に一括して行われる(後述の事業概要参照)ため、年度中は全額運用に回している。なお、平成24年度においては基金のうち5年程度取崩しがないと見込まれた1億円について、定期預金よりも運用効率の良い地方債(0.32%)で運用している。

10 意見

(意見3) 地域力磨き上げ応援事業について

当基金の事業のうち、地域力磨き上げ応援事業に関して、初年度である平成23年度の決算額が当初予算額を大きく下回っていることは、5 基金の概要(3) 地域力磨き上げ応援事業で先述した。ちなみに平成24年度は当初予算7千3百万円としており、ヒアリング時点で6千6百万円ほどの決算額が見込まれるとのことである。この事業の平成24年度の新規採択は条件不利市町村枠4件のみで2か年度で8市町村しか活用していない。最終採択年度である平成25年度で未活用の全市町村が採択となる可能性は低いとみられており、当該事業の有効性には若干の疑問が残る。ところで、未活用の市町村が多い要因は何であるのか。市町村側の問題なのか、それとも当該事業の問題なのか。具体的に考えられる要因としては、骨太な地域計画の策定及び当該計画の県による認定が必要であるという当該事業の採択のためのハードルの高さ、使い勝手等々が考えられる。中山間・地域政策課において、これらを十分に分析し、各市町村が有効に利用するような対応が望まれる。

(意見4) 基金の今後について

5 基金の概要に記載したとおり、当初50億円で造成した果実運用型の当基金は、途中で取崩型に変更となり、平成23年度末現在では4億円強の残高にまで減少している。ここ数年3億円以上の規模での事業支出が続いており、このままでは平成25年度には基金が底をつくおそれがある。これについて担当課では合併関係市町村財政健全化資金の償還金が平成24年度から平成26年度まで4億9千万円、基金に造成される予定であるが、これ以外に今後の積み増しは未定であり、予算規模を縮小し、有効に事業に充当するよう各市町村と検討、調整を行っていく予定であるとのことであった。21世紀に向けて造成された当基金であるが、既に21世紀に入っており、基金の性格も変容していることから当基金の存続意義についてもさらに検討が必要と思われる。

長期的展望に立脚した地域独自の振興策を講ずる市町村を支援するという当初の目的は、現在の経済社会においては、設立当初よりもますます重要性が増している事項であり、長期的展望が必要な事業については同様の基金を造成し、今後とも市町村への支援を行っていくことが望ましいのではないかと考える。

第5 宮崎県市町村間連携支援基金

1 所管部課

総合政策部 中山間・地域政策課

2 設置目的

人口減少、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した持続可能な地域づくりのために市町村が連携して行う生活に必要な機能を確保する取組等を支援することを目的としている。

3 設置年月日

平成23年7月6日

4 設置期限

条例等による期限はない。

5 基金の概要

2以上の市町村が宮崎県市町村間連携促進方針に規定する市町村間連携推進計画に沿って実施する事業のうち「広域的な活力の創造」に資するもの（「ヒト」×「地域資源(モノ)」×「地域資源の活用・事業化」×「広域活力を高める仕掛け」の4つの要素を満たす事業）として知事が認める事業に要する経費に対し、県が交付金を交付するために造成した取崩型の特定目的基金で、旧ふるさと市町村圏基金への補助金返還金4億円に宮崎県市町村二十一世紀基金から1億円を取り崩して5億円で造成した。なお、各市町村圏基金の補助金の返還に合わせて宮崎県市町村二十一世紀基金のうち、2億円を市町村の地域振興のために一般財源に振り替えている。交付対象期間は1事業につき1市町村3か年度以内であり、ソフト事業、ハード事業の両面に対し、対象経費の2分の1以内（ただし、連携市町村のうち、中山間地域を含む市町村との連携については3分の2以内）が交付される。

初年度である平成23年度は「持続可能な地域づくりのための市町村間連携に関する基礎調査」委託料3,675,000円と在り方検討会等の事務費342,139円が基金から取り崩されている。なお、平成24年度では約1億円の事業費が見込まれている。

まだ、基金を造成して間もないため、今後の状況を見守りたい。

6 根拠となる条例

宮崎県市町村間連携支援基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 20%

その他 80%(西諸広域行政事務組合等)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成23年度
期首残高		-
増加	県	100,000
	西諸広域行政事務組合からの返還金	100,000
	宮崎県北部広域行政事務組合からの返還金	100,000
	都城市からの返還金	186,667
	三股町からの返還金	13,333
	その他	296
増加計		500,296
減少	市町村間連携推進事業	4,313
	減少計	4,313
期末残高		495,983

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

当基金の運用益は一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入される。これは条例に基づいたものである。

参考

宮崎縣市町村間連携支援基金条例

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

基金設置後平成23年度末まで定期預金で運用されている。年度中は所要見込額以外を全額運用に回しているが、満期未到来のため平成23年度は利息による基金増加はない。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	495,687
合計	495,687

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

第6 宮崎県消費者行政活性化基金

1 所管部課

総合政策部 生活・協働・男女参画課

2 設置目的

消費者の安全で安心な生活を確保するため、県及び市町村の消費生活相談窓口の機能強化等消費者行政の活性化を図ることを目的としている。

3 設置年月日

平成21年3月16日

4 設置期限

平成26年3月31日

5 基金の概要

平成20年に当時の福田内閣総理大臣が施政方針演説の中で示した、「消費者行政を統一的、一元的に推進するための強い権限を持つ新組織」の構想を具体化した行政機関である消費者庁が平成21年9月に発足した。消費者の視点から政策全般を監視する組織の実現を目指しているが、これと並行して、地方の消費者行政を活性化するため、(1)基金造成による地方の取組支援、(2)国による直轄事業の実施、(3)地方の自主財源の拡充の3つに取り組むこととし、そのうちの(1)に関して、3年程度を消費生活相談体制強化のための“集中育成・強化期間”と位置付け、この間の地方公共団体の取組を支援すべく、約223億円の地方消費者行政活性化交付金により都道府県に基金を造成し、消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップ等の地方の取組を支援することになったものである。

宮崎県でも292,800千円の交付金と12,000千円の一般財源(基金事業推進員の人件費等)で基金を造成し、相談スペースの整備や相談員の設置等による消費生活相談窓口の機能強化、消費生活相談を担う人材の育成、多重債務者支援アドバイザー、顧問弁護士の設置や弁護士無料相談会の開催など専門家の活用による消費生活相談窓口の高度化、テレビ、ラジオなどマスメディアの活用やラッピングバス、街頭キャンペーンの実施等による消費者啓発の強化を行ってきた。

平成23年度の基金事業として支出した金額69,931千円に対し、基金事業決算額69,741千円であり、余剰金190千円は出納整理期間中に基金に積み戻され

ている。基金事業決算額69,741千円のうち、宮崎県で実施した活性化事業分が23,150千円、各市町村で実施した活性化事業分が42,679千円となっている。宮崎県で実施した主な事業は啓発グッズの作成、マスメディアによる広報、ラッピングバス等の消費者教育・啓発活性化事業(資料1参照)17,534千円である。各市町村で実施した主な事業は消費者教育・啓発活性化事業(資料2①参照)17,169千円、一元的相談窓口緊急整備事業(資料2②参照)12,455千円である。

(資料1) 県の主な消費者教育・啓発活性化事業

項目	内容
(1) 啓発グッズの作成	消費生活センターにおいて啓発グッズを作成し、各種イベントや啓発キャンペーン等で配布 <ul style="list-style-type: none"> ・エコバッグ 3,000個 ・ポケットティッシュ 3,000個 ・マグネットシート 3,000個 など
(2) マスメディアによる広報	消費生活センター周知のスポット放送を下記により実施 <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ 300回 ・ラジオ 80回
(3) その他	県内3地区(宮崎、都城、延岡)でラッピングバスを運行するほか、下記の作成等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発パネルの作成 55枚 ・啓発用ポスターの作成 3,000部 ・センターリーフレット 10,000部

(資料2) 市町村の主な消費者教育・啓発活性化事業及び一元的相談窓口緊急整備事業

① 主な消費者教育・啓発活性化事業

項目	内容
(1) 啓発グッズの作成	カレンダー、リーフレット、啓発カード・シール等を作成し、啓発イベントでの配布や回覧版での住民への配布等を実施
(2) 講演会の開催	消費者向け講演会等を開催することにより、住民への啓発を実施

② 一元的相談窓口緊急整備事業

項目	内容
相談員の配置	宮崎市、延岡市各2名、日向市、三股町各1名 については、基金により相談員人件費を負担

6 根拠となる条例

宮崎県消費者行政活性化基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 98.6% (地方消費者行政活性化交付金)

県 1.4%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		-	252,000	219,469	125,355
増加	造成	県	12,000	-	-
		国	240,000	52,800	-
	運用	利息	-	1,134	328
		積戻	-	-	953
増加計		252,000	53,934	1,281	310
減少	消費者行政活性化基金事業	-	86,465	95,395	69,931
	減少計	-	86,465	95,395	69,931
期末残高		252,000	219,469	125,355	55,734

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	55,544
合計	55,544

(注) 平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

10 意見

(意見5) 基金残高について

当基金事業の実施期間は当初は平成21年度から平成23年度までの3年間であったが、全国的に基金を使い切れない自治体が多かったため、実施期間が1年間延長されている。宮崎県の場合は平成23年度までで 250,648 千円が基金事業に充当されているが、まだ 55,734 千円(うち国費分 54,884 千円)の基金残高がある。もし、平成24年度末において基金の国費分に残高がある場合にはその残高を国に返還することとなるが、過去3年度の実績からすれば使い切れない額ではなく、県でも各市町村に対しても指導しているとのことであった。

第7 宮崎県新しい公共支援基金

1 所管部課

総合政策部 生活・協働・男女参画課

2 設置目的

県民、NPO、企業等が積極的に公共の担い手となる「新しい公共」の拡大及び定着を図るため、NPO等の活動基盤の整備及びNPO、企業、行政等の多様な主体の協働を図ることを目的としている。

3 設置年月日

平成23年3月22日

4 設置期限

平成26年3月31日

5 基金の概要

「新しい公共」とは、従来は「官」が独占してきた領域を「公」に開いたり、「官」だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民、NPO、企業等が積極的に公的な財やサービスの提案及び提供に関わっていくという考え方で、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動などをいうものである。

平成21年10月の鳩山内閣総理大臣の所信表明演説で「新しい公共」という考え方が取り上げられ、平成22年10月8日に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において、「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備を進めることとされ、同年11月26日に成立した補正予算により、予算額87億5千万円の事業として、新しい公共支援事業が措置された。この87億5千万円の予算は、交付金として各都道府県に配分され、各都道府県に基金が設置され、この基金を用いて、NPO等の新しい公共の担い手にサービス等を提供するとともに、NPO等が行政等との協働により取り組む具体的な活動を支援することとなった。

宮崎県では平成23年度、平成24年度において次のような事業を実施し、また、実施を予定している。

(単位:千円)

項目	事業内容	平成23年度 実績	平成24年度 予算
NPO等財政・ 運営基盤強化 事業	財務諸表、事業計画等作成のための専門家派遣による個別指導、講習会の開催や、NPO等の活動のマスコミ広報、その他NPO等の活動基盤を強化するための事業。	20,560	26,000
NPO等情報 公開等促進事 業	NPO法人の定款、事業報告書等を掲載するホームページにより、NPO法人の情報公開を進めるとともに、NPO活動の紹介、協働の事例等をあわせて掲載することによって、県民、民間団体等の新しい公共に関する意識の醸成を行う。	3,606	200
寄附文化醸成 事業	NPO等への寄附の必要性・重要性、寄附対象となるNPO等の活動等をテレビ、ラジオ等のメディアで広報することによって、寄附行動への誘発等を図る。	14,000	15,000
寄附体制整備 事業	寄附を受けるためのノウハウ等を学ぶ研修会、寄附の専門家による個別指導、寄附の先進事例の収集とNPO等への情報提供等を通じて、寄附を受けるNPO等の体制整備を図る。	1,983	3,000
融資利用円滑 化支援事業	講習会の開催や金融機関関係者、中小企業診断士等の専門家による個別指導等を通じてNPO等の融資申請に係るスキルアップを行い、金融機関等による融資の円滑化を支援する。	1,950	2,500
つなぎ融資へ の利子補給事 業	行政からの委託業務に関して金融機関等のつなぎ融資を利用する場合、当該融資に係る利子相当額(上限2%)について利子補給を行う。	-	450
新しい公共推 進モデル事業	NPO等、企業、市町村からなるグループが協働で実施する地域の諸課題解決に向けた先進的な取組を支援する。	21,000	26,000
合計		63,099	73,150

事業の実施に際しては、多様な関係者で構成された運営委員会で事業の開始前の事業計画の検討、モデル事業の選定、中間支援組織等の業務委託先の選定を行い、また、事業終了後、事業のサービスを受けたNPO等、事業の実施者、都道府県から業務を受託した中間支援組織等は、成果を取りまとめるとともに自己評価を行い、都道府県へ報告する。都道府県は、自ら実施した業務の成果の取りまとめと自己評価と併せて、運営委員会に報告し、この報告をもとに運営委員会が第三者評価を行うなどにより、事業の実施に関与して透明性・公平性を確保している。また、支援を受けたNPO等は、標準フォーマットによる情報開示が義務付けられている。

6 根拠となる条例

宮崎県新しい公共支援基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 100%(新しい公共支援事業交付金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成22年度	平成23年度
期首残高		-	146,000
増加	造成 国	146,000	-
	運用 利息	-	87
	増加計	146,000	87
減少	事業経費繰出	-	65,458
	減少計	-	65,458
期末残高		146,000	80,629

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	76,154
合計	76,154

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

10 意見

(意見6)宮崎県NPOポータルサイトについて

当基金事業は平成23年度、平成24年度の2か年度の事業である。平成25年度以降の一般財源での事業予算化の可能性について質問したところ、現在のところは考えられていない。今後は側面的支援を実施していくとの方針である。具体的には、平成23年度基金事業により平成24年3月末に立ち上げた宮崎県NPOポータルサイトを通じた情報提供、支援を行うなどを想定している。

当該ホームページを閲覧したところ、(1)NPO法人用申請書やパンフレットのダウンロードができるようになっている、(2)研修会案内や事業報告書提出案内などの情報提供が随時更新されている、など有益なホームページであるとの印象を受けた。このサイトを今後も継続して維持、更新していくためにはそれ相当の費用が必要になるものと思われる。

第8 宮崎県文化振興基金

1 所管部課

総合政策部 文化文教・国際課

2 設置目的

本県の文化の振興を図ることを目的としている。

3 設置年月日

平成2年4月1日

4 設置期限

平成24年6月1日(廃止済み)

5 基金の概要

宮崎県における文化の振興を図るために平成2年度に1億円でスタートし、平成3年度に2億円、平成4年度に更に1億円を追加し、4億円で果実運用型基金を造成している。

当基金により平成23年度に実施された事業は次のとおりである。

(単位:千円)

番号	事業名	平成22年度	平成23年度
1	県文化賞	2,806	2,211
2	若山牧水賞	3,300	3,300
3	芸術文化指導事務費	169	169
4	楠並木コリドール	800	—
5	芸術家海外留学事業費補助	1,800	1,800
6	郷土先覚者顕彰事業	2,835	1,359
7	ミュージックランドみやざき推進事業	3,810	—
8	ミュージックランドみやざき展開事業	—	692
9	国民文化祭派遣	141	—
10	日本の原点宮崎の郷土芸能伝承事業	86	—
11	文化行政推進費	197	454
計		15,944	9,985

楠並木コリドールへの当基金からの負担金は、平成17年度から6年間実施してきたが、民間でも同じようなイベントを実施するようになって県としての役割は果たしたとして、平成23年度から廃止している。平成22年度のミュージックランドみやざき推進事業は宮崎県が主体となって委託事業を実施していたものであるが、平成23年度のミュージックランドみやざき展開事業は前年度までの県が直接事

業を実施する形態から、市町村等が実施する公演のNPO法人を通じた助成に転換しており、事業費が減少している。国民文化祭派遣は従来実施していた参加者の旅費の補助について、他の都道府県が実施しているところが少ないという理由で廃止している。

6 根拠となる条例

宮崎県文化振興基金条例

設置当初は金利が比較的高かったため、果実運用型とされていたが、金利低下により対象事業費を運用利息で賄えなくなってきたため、平成14年から取崩型に形態転換をしている。

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 25.1%
 その他 74.9%(寄附金等)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		424,019	412,763	400,178	379,835	365,744
増加	造成	100	-	-	380	927,662
	運用	-	-	-	-	4,626
	その他 売却益	-	-	-	-	4,626
増加計		100	-	-	380	932,288
減少	事業経費繰出	11,356	12,585	20,343	14,471	7,772
	減少計	11,356	12,585	20,343	14,471	7,772
期末残高		412,763	400,178	379,835	365,744	1,290,260

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	357,592
決済用預金	932,668
合計	1,290,260

基金の運用益は基金には繰り入れされず、一般会計において入金処理され、文化振興事業費に充てられている。平成23年中までは国債での運用も行われていたが、平成24年度からの新たな基金造成に向けて、平成23年度で売却し、売却益4,626千円は基金に編入されている。なお、平成23年度で財団法人宮崎県立芸術劇場から927,662千円を受け入れているが、平成24年3月21日の入金であったため、また、平成24年度から新たな基金に移行することになっていたため、

年度末まで決済用預金に預け入れられているものであり、運用の効率性に関しては特段の問題はない。

10 意見

(意見7)みやざき芸術文化振興基金について

平成24年4月1日にみやざき芸術文化振興基金が設置されており、これに伴い、宮崎県文化振興基金は平成24年6月1日に廃止されている(みやざき芸術文化振興基金条例の付則で規定されている)。このみやざき芸術文化振興基金は従来の基金の目的に加えて、県立芸術劇場における事業を推進することも目的とされている。これにより従来財団法人宮崎県立芸術劇場で行ってきた各種文化事業、劇場の設備・施設のメンテナンスを当該基金から充当することになった。芸術劇場関係の事業は従来実施してきたものと比べると金額が大きく、基金の残高も大きくなっていること、また、設備・施設のメンテナンスというハード関連事業も実施することになることから、基金のより効率的な運用に留意しつつ、県立芸術劇場の有効活用に資するような事業の実施を期待する。

第9 宮崎県財政調整積立金

1 所管部署

総務部 財政課

2 設置目的

各年度における財源の調整を図り財源の健全な運営に資することを目的としている。

3 設置年月日

昭和36年3月25日

4 基金の存続期限

条例等による期限はない。

5 基金の概要

各年度における財源の調整を図り財源の健全な運営に資するため、地方財政法第4条の3及び第7条の規定に基づいて設置されている。

積立金は、

- (1) 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合に、その不足額を埋めるための財源に充てるとき
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他の必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費に充てるとき

に該当する場合に取り崩される。

6 根拠となる条例

宮崎県財政調整積立金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 100%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		8,454,812	9,717,507	15,964,851	16,660,350	11,670,094
増加	造成 県	1,304,299	12,988,269	5,509,319	544,301	-
	運用 利息	27,186	52,344	53,585	16,979	12,068
	増加計	1,331,485	13,040,613	5,562,904	561,280	12,068
減少	財源充当	68,790	6,793,269	4,867,405	5,551,537	429
	減少計	68,790	6,793,269	4,867,405	5,551,537	429
期末残高		9,717,507	15,964,851	16,660,350	11,670,094	11,681,733

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	11,675,479
決済用預金	6,683
合計	11,682,162

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

第10 宮崎県県債管理基金

1 所管部署

総務部 財政課

2 設置目的

県債の償還に必要な財源を確保し、県債の適当な管理を行うことにより、将来にわたる財政の健全な運営に資することを目的としている。

3 設置年月日

昭和56年4月1日

4 基金の存続期限

条例等による期限はない。

5 基金の概要

県債の償還に必要な財源を確保し、県債の適当な管理を行い、将来にわたる財政の健全な運営に資するため、地方自治法第241条の規定に基づいて設置されている。

本基金は、県債の償還の財源に充てる場合に限り取り崩される。

6 根拠となる条例

宮崎県県債管理基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 100%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		47,764,876	37,470,999	31,344,488	30,476,028	45,123,552
増加	造成	1,375,867	2,687,049	9,218,870	21,028,871	12,989,668
	運用	190,276	154,430	83,682	35,511	42,003
	利息					
増加計		1,566,143	2,841,479	9,302,552	21,064,382	13,031,671
減少	財源充当	11,860,020	8,967,991	10,171,011	6,416,858	11,992,670
	減少計	11,860,020	8,967,991	10,171,011	6,416,858	11,992,670
期末残高		37,470,999	31,344,488	30,476,028	45,123,552	46,162,553

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	46,141,806
債券購入	999,856
決済用預金	1,013,561
合計	48,155,223

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

10 意見

宮崎県財政調整積立金及び宮崎県債管理基金共通

(意見8)財政健全化に向けた取り組みについて

宮崎県財政調整基金と宮崎県債管理基金とは、財政関係2基金とも呼ばれ、ともに予算編成において不足する財源を調整する役割を担っている。

県の財政は、長引く景気低迷により税収が伸び悩む中で、高齢化等に伴う社会保障関係費の大幅な増大など支出要因は増加の一途をたどり、収支が大幅に悪化していることに加えて、経済対策の実施や毎年度の収支不足を補うために発行した県債の残高も低下しつつあるが依然として高止まりとなっており、極めて厳しい状況にある。

これに伴い、収支不足を補ってきた財政関係2基金も減少してきており、口蹄疫・鳥インフルエンザ・新燃岳の噴火に伴う対策の実施等の特殊な要因もあり、平成22年度時点において、それ以後財政健全化に向けた対策を講じなければ、多額の収支不足によって財政再建団体に陥る可能性があった。また今後、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎えるなかで県民が求める行政サービスもますます多様化・高度化している。このような状況のもと、県は「宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン」を平成23年度からスタートさせ、財政改革に取り組んでいる。

平成23年度2月補正後の財源調整のための基金残高実績は492億円であり、財政健全化に向けた対策を講じない場合の残高見込額373億円はもとより、中期財政見通しによる基金残高見込額の455億円も大きく上回っており、財政改革は着実に実行されていることは評価できる。

今後とも、着実な取り組みを期待したい。

(資料1) 財政健全化に向けた対策を講じない場合の中期財政見通し

(単位:億円)

年 度	歳 入	歳 出	収支不足額	当初予算編成後の基金残高見通し
22	5,622	5,773	△ 151	321
23	5,610	5,805	△ 195	373
24	5,432	5,683	△ 251	165
25	5,388	5,718	△ 330	△ 80
26	5,387	5,724	△ 337	△ 332

(注)平成23年度については、6月補正後の基金残高見込み

(資料2) 財政改革による見直しを行なった場合の財政関係2基金残高見込額

(単位:億円)

年 度	財政2基金の 残高見込み (2月補正後)
22	526
23	455
24	380
25	239

第11 宮崎県21世紀づくり基金

1 所管部署

総務部 財政課

2 設置目的

長期的展望に立脚した施策の推進による大規模な県有施設の整備及び充実を図ることを目的としている。

3 設置年月日

平成3年4月1日

4 基金の存続期限

条例等による期限はない。

5 基金の概要

長期的展望に立脚した施設の推進による大規模な県有施設の整備及び充実を図るために設置された。

そして、大規模県有施設の整備及び充実に要する経費の財源に充てる場合に限り取り崩される。

6 根拠となる条例

宮崎県21世紀づくり基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 100%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		476,060	477,498	479,051	480,412	480,932
増加	運用	1,438	1,553	1,361	520	509
	利息					
増加計		1,438	1,553	1,361	520	509
期末残高		477,498	479,051	480,412	480,932	481,441

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	481,441
合計	481,441

10 意見

(意見9) 今後のあり方について

基金の推移のとおり、平成19年度から平成23年度の5年間はこの基金の取崩しは行なわれていない。

県では財政改革推進期間中は、県民にとって必要性が特に高く緊急性のあるものを除いて、施設整備(箱物)の新規着工が原則として凍結されている。そのため、取崩しの対象となる大規模な県有施設の整備がなかったために基金の取崩しがなかったものである。

一方、基金の増加も運用によって生じた利息を基金に繰り入れしたもののみであった。

今後の見通しとしては、将来発生が予想される南海トラフ地震に対する備えとしての防災施設の整備等に本基金が活用されることも考えられる。

現在、防災計画についての検討がなされている途上であり、防災計画がまとめられた後には、県有施設の整備に対応した計画的な積み立てが必要になってくるものと思われる。

第12 宮崎県県有施設維持整備基金

1 所管部署

総務部 財政課

2 設置目的

県有施設の機能を維持するための改築等を行うことを目的としている。

3 設置年月日

平成2年3月17日

4 基金の存続期限

条例等による期限はない。

5 基金の概要

県有施設の機能を維持するための改築等を行うために設置されている。
 県有施設の維持整備に要する経費の財源に充てるときに限り取り崩される。

6 根拠となる条例

宮崎県県有施設維持整備基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 100%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		10,005,287	10,034,427	5,086,813	2,100,613	7,102,973
増加	造成	-	-	-	5,000,000	3,821,014
	運用	29,140	52,387	13,800	2,359	9,825
	利息	-	-	-	-	-
増加計		29,140	52,387	13,800	5,002,359	3,830,839
減少	財源充当	-	5,000,000	3,000,000	-	-
	減少計	-	5,000,000	3,000,000	-	-
期末残高		10,034,427	5,086,813	2,100,613	7,102,973	10,933,811

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	9,002,259
決済用預金	4,862
合計	9,007,121

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

10 意見

(意見 10)計画的な造成・取崩しの必要性について

基金の推移のとおり、本基金は平成19年度では造成・取崩しともになく、平成20年度、平成21年度では取崩し、平成22年度、平成23年度では造成となっている。

本基金を活用することにより結果として、財政関係2基金のような財政の調整の役割をしている側面もあると思われる。

本基金の活用は、設置目的に沿って行われているものの年度によって変動が大きく、今後は計画的な造成・取崩しが必要と思われる。

第13 宮崎県東日本大震災被災者等支援基金

1 所管部署

総務部 危機管理課

2 設置目的

東日本大震災により重大な影響を受けた被災者の支援並びに被災地の早期の復興及び再建を図るため、被災者及び被災地の実情に応じた適確な措置等を継続的に実施することを目的としている。

3 設置年月日

平成23年7月6日

4 基金の存続期限

被災者及び被災地支援を中長期的に継続して実施するため、特段の存続期限は設けられていない。

5 基金の概要

東日本大震災により重大な影響を受けた被災者の支援並びに被災地の早期の復興および再建を図るため、被災者及び被災地の実情に応じた適確な措置等を継続的に実施するために、平成23年度中に造成された。

基金の財源は、平成23年度中に県民等による寄附金等 1.1 億円、県より 4.5 億円、市町村より 1 億円であった。

平成23年度中に実施した事業は、

- (1) 東日本大震災被災地派遣職員事業(基金充当額 1 億 184 万円)
- (2) 東日本大震災被災児童受入事業(基金充当額 33 万円)
- (3) みやざきスギ震災復興支援事業(基金充当額 844 万円)
- (4) みやざきの大地・海 被災者受入促進事業(基金充当額 458 万円)
- (5) 「みやざき感謝プロジェクト」推進事業(基金充当額 4,382 万円)
- (6) がんばれ宮城！水産業による経済復興支援事業(基金充当額 5,500 万円)

の計6事業(基金充当額合計額は 2 億 1,402 万円)であった。

6 根拠となる条例

宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県民等による寄附金等 17.2%

県 67.7%

市町村 15.1%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成23年度	
期首残高		-	
増加	造成	県民等による寄附金等	114,415
		県	450,000
		市町村	100,000
	増加計	664,415	
減少	東日本大震災被災地派遣職員事業		101,840
	東日本大震災被災児童受入事業		333
	みやざきスギ震災復興支援事業		8,444
	みやざきの大地・海 被災者受入促進事業		4,582
	「みやざき感謝プロジェクト」推進事業		43,828
	がんばれ宮城！水産業による経済復興支援事業		55,000
	減少計		214,026
期末残高		450,389	

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	372,000
普通預金	46,462
合計	418,462

(注) 平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

第14 宮崎県高齢者等保健福祉基金

1 所管部署

福祉保健部 福祉保健課

2 設置目的

高齢者その他の保健福祉サービスを必要とする者の保健福祉の増進を図ることを目的としている。

3 設置年月日

平成3年10月4日

4 基金の存続期間

条例等による期限はない。

5 基金の概要

当基金は、元々果実運用型の基金として設置されたが、低金利等により、果実部分のみで事業を実施することが困難となったため、平成14年に条例を改正し、取崩型の基金として運用している。既述の通り、条例等による期限はなく、基金残高が無くなれば終了となる。平成23年度の実施事業の概要は以下の通りである。

(単位:千円)

事業名等	実施主体	事業費	基金充当額
共に支え助け合うみやぎきの地域福祉推進事業			
市町村地域福祉計画に基づき、各地域における福祉課題に対して、地域住民が主体となって取り組む事業に対する補助を行う。また県地域福祉支援計画に基づき、各地域での取り組みモデルとなるものや、広く県民にPRする事業に対する補助を行う。	県	13,010	13,010※

(単位:千円)

事業名等	実施主体	事業費	基金充当額
宮崎県社会福祉大会開催事業			
社会福祉に関する県民意識を高めるため、社会福祉事業の各分野における顕著な功績を顕彰するとともに、社会福祉に関する重要課題をテーマとする講演会を開催する。	県社会福祉協議会	1,936	1,936
地域福祉推進支援事業			
宮崎県地域福祉支援計画に基づき、市町村地域福祉計画策定のための支援や地域福祉の推進を担う人材育成を行い、県内地域福祉の推進を図る。	県	7,864	3,932
小地域福祉活性化事業			
地域において支援を必要とする人々に対する見守りや声かけ等の福祉活動への支援を通じて、住民相互の支え合いによる地域福祉の一層の推進を図る。	諸塚村	4,950	1,650
日常生活自立支援事業			
認知症高齢者など判断能力が十分でない方が地域で自立して生活できるよう、福祉サービス利用支援や日常的金銭管理等を実施する。	県社会福祉協議会	64,691	32,346
福祉サービス運営適正化推進事業			
措置から利用者の選択へと福祉サービスの利用の仕組みが変化中、福祉サービスに対する苦情解決、情報提供等を行うことにより、県民が適正に福祉サービスを選択、利用できるよう支援する。	県社会福祉協議会	11,149	150

(単位:千円)

事業名等	実施主体	事業費	基金充当額
高齢者住宅改造助成事業			
身体機能不全等があるために、入浴、排泄、食事等の日常生活を営むのに支障がある高齢者がいる世帯に対し、ケアプランに基づき浴室、便所などの必要な住宅改造に要する費用を助成することにより、その自立の維持・促進及び介護者の負担軽減を図る。	市町村	14,325	14,325
シニアパワー元気はつらつ宮崎づくり推進事業			
高齢者の力を一層活用するため、高齢者の社会参加に取り組むNPO等を広く公募し事業委託するとともに、シニアパワーを生かした活動の顕彰や、パンフレット・DVDの制作等による情報発信に取り組む。	県	3,461	2,461
宮崎県高齢者保健福祉計画策定事業			
総合的な高齢者保健福祉サービスの確立と市町村介護保険事業の支援のため、第六次宮崎県高齢者保健福祉計画と第五期宮崎県介護保険事業支援計画の両計画を一体とした計画として策定する。	県	617	617
認知症疾患医療センター整備事業			
認知症疾患に関する専門医療提供、医療相談、保健福祉関係者への研修等を実施し、認知症の保健医療水準の向上を図る。	県	7,704	3,852

(単位:千円)

事業名等	実施主体	事業費	基金充当額
子育て応援のみやざきづくり事業			
<p>(1) みんなで子育て応援運動推進事業: 行政と企業、団体等が協働し、子育てを応援する宣言やサービスの提供等に取り組む「みんなで子育て応援運動推進」のため、協賛企業等の募集及び広報活動、宣言内容の登録募集業務等を行う。</p> <p>(2) 児童福祉週間: こどもの日から1週間の児童福祉週間の理念を啓発するため、児童福祉施設等の子どもたちを招き、こいのぼり掲揚式を行う。</p> <p>(3) 夢ふくらむ子育て顕彰事業: 子育て支援活動や子育てしやすい職場環境づくりに取り組む団体や企業の表彰を行う。</p> <p>(4) 子育て支援スーパーアドバイザー事業: 子育てに関わる職能集団や子育て支援団体等からの推薦により、子育て支援のアドバイザーを委嘱し、地域子育て支援センターや子育て支援団体の活動に対する専門的助言を行う。</p> <p>(5) みやざき子ども・子育て応援月間: 未来みやざき子育て応援月間において、県、子育て支援団体、経済団体等の連携により、地域の子育て意識の醸成を目的としたイベント等を実施し社会全体で子育てを応援する気運づくりを図る。</p>	県	8,124	3,224
困難を抱える子ども・若者自立支援促進事業			
<p>ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者の支援に関する講演会や研修会等を開催し、地域社会全体による支援の促進を図る。</p>	県	393	393
合 計		138,224	77,896

※13,010千円のうち、2,128千円は基金の運用益であり、一般会計から支出されている(基金の運用益は基金には繰り入れず、一般会計において入金処理され、高齢者等のための保健福祉活動の支援のための事業の経費とされている)。

6 根拠となる条例

宮崎県高齢者等保健福祉基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 6.8%

国 93.2%(地域福祉基金(高齢者保健福祉推進特別事業))

8 基金の推移

(単位:千円)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
期首残高	1,655,648	1,623,934	1,586,909	1,572,269	1,553,925	
減少	事業経費	31,714	37,026	14,639	18,345	75,767
	減少計	31,714	37,026	14,639	18,345	75,767
期末残高	1,623,934	1,586,909	1,572,269	1,553,925	1,478,158	

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	1,455,177
決済用預金	42,588
合計	1,497,765

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

10 意見

(意見 11)基金事業の選定について

上記の通り、本基金は多種多様な事業の財源に充てられており、基金取崩額も各年度によって大きく変動している。基金を財源として明確な方針・計画のもと、実施する事業を選定するというよりは、むしろ一般予算との不足額を調整しつつ、当該基金の目的に沿う事業へ充当するといった財源調整的な運用がなされている状況である。

一般財源において実施すべき事業と本基金で実施すべき事業の範囲を明確にし、本基金の計画的かつ有効な活用を期待したい。本基金は取崩型とし

て運用されており、残高が無くなれば基金が消滅する予定である。県は平成23年3月に地域福祉支援計画(平成23年度から平成27年度の5か年を対象)、平成24年3月に高齢者保健福祉計画(平成24年度から平成26年度の3か年を対象)を策定している。本基金の活用方法についてもこれらの計画を踏まえ検討することが望まれる。

第 15 災害救助基金

1 所管部署

福祉保健部 福祉保健課

2 設置目的

災害救助法が適用された災害の救助に要する費用について、その財源に充てることを目的としている。

3 設置年月日

昭和35年4月15日

4 基金の存続期間

条例等による期限はない。

5 基金の概要

当基金は災害救助法第37条の規定により積立義務がある基金であり、一定規模以上の被害を生じた自然災害等に対して、応急的、一時的に必要な救助を行い、災害にかかった者の基本的生活権の確保と社会の秩序の保全を図ることを目的として積み立てられている。

具体的な救助の内容としては、避難所・応急仮設住宅の設置、食品・飲料水の給与、被服・寝具等給与、住宅の応急修理等がある。

県は、例年約 50 百万円の災害被害を想定して、県負担 50%に事務費相当額を加算した約 28 百万円を一般予算化しており、災害がなかった場合その全額を基金に繰り入れている。

利息は一般会計に組み入れられている。

備蓄物資は県内8か所に保管されており、平成24年3月31日における備蓄物資は以下の通りである

(単位:円)

物資種類	物資名	物資数	金額	平均単価
寝具等	組立式トイレ	20	4,398,100	219,905
	毛布	1,600	3,531,200	2,207
	寝袋	300	634,500	2,115
	タオルケット	600	1,047,600	1,746
	ゴザ	753	998,478	1,326
	ブルーシート	1,633	2,186,587	1,339

(単位:円)

物資種類	物資名	物資数	金額	平均単価
衣類	ジャージ	918	2,813,670	3,065
	Tシャツ	2,000	1,040,000	520
	コンパクト肌着セット	5,557	8,974,555	1,615
	雨ガッパ	1,800	322,200	179
衛生用品	ほ乳瓶	50	24,700	494
	ボックストイレ	25	65,625	2,625
	スケットイレ	15	145,890	9,726
日用品	バスタオル	700	479,500	685
	日用品セット	1,700	1,411,000	830
	タオル	—	—	—
食料・水	アルファ米(4種類)	8,320	1,816,800	218
	調理不要非常食	1,500	516,000	344
	パンの缶詰	1,920	489,600	255
	クリーム入りサンドビスケット	1,000	313,950	314
	保存飲料水(2ℓ)	5,664	764,256	135
	ドライミルク(2種類)	96	83,160	866
台所用品 等	携帯用浄水器	1,000	1,442,000	1,442
	紙コップ	28,000	119,300	4
	ペーパーボウル	10,000	190,000	19
	紙皿	18,000	85,050	5
	おわん(発砲どんぶり)	10,000	90,000	9
	紙ボウル	16,000	193,200	12
	割り箸	10,000	10,000	1
	スプーンセット箸付き	1,000	314,000	314
	カラースプーン	12,000	170,100	14
	カラーフォーク	12,000	170,100	14
	折り畳み式ポリタンク(10ℓ)	1,020	683,400	670
	合計32種類		155,191	35,524,521

また、平成23年度の救助費及び基金充当実績は以下の通りである。

(単位:円)

年度	災害名	対象市町村	災害救助費	うち基金分
23	新燃岳噴火による災害	都城市	205,337	102,669
		高原町	3,205,468	1,602,734

6 根拠となる法律

災害救助法

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 100%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		338,025	353,226	380,311	407,963	422,205
増加	造成	16,591	28,682	28,682	28,682	28,682
	県 物資	125	740	85	2,406	2,562
増加計		16,716	29,422	28,767	31,088	31,244
減少	救助費	312	-	-	-	1,705
	備蓄物資等	1,070	2,337	1,030	3,351	3,507
	物資償却	133	-	85	13,494	233
	減少計	1,515	2,337	1,115	16,846	5,445
期末残高		353,226	380,311	407,963	422,205	448,004

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

平成22年度の物資償却には東日本大震災による被災地への物資提供11,315千円が含まれている。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	387,462
備蓄物資	35,524
決済用預金	25,018
合計	448,004

10 指摘及び意見

(指摘2) 基金残高について

災害救助法第38条第1項によれば「災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額」とされている。

平成23年度における上記法令に基づく最少額は433,711千円であった。一方、県の同年度期首基金残高は422,205千円であり、11,505千円の不足が生じていた。法令を遵守し、不足額が発生しないように残高管理を行うべきであった。

(意見12) 備蓄物資について

備蓄物資の品目や数量について明文化された基準はなく、担当部署の経験的な判断で備蓄されているため、現在の備蓄物資の必要十分性が不明瞭である。また入庫の都度、管理簿により数量の把握をしているが、定期的な実地棚卸は実施されていない。

県として備蓄基準を作成し、備蓄物資の必要品目・適正在庫数量を明確化することが必要ではなかろうか。その際には、国、関係機関及び市町村の備蓄量や九州・山口9県の相互応援協定等の内容、さらには、消費期限のあるものについては、期限到来前の有効利用や取替・買戻等の可能性など総合的に勘案し検討することが重要である。なお、財産管理上、定期的に実地棚卸をすべきことは言うまでもなく、棚卸マニュアル等を作成し、適切な管理体制を構築することが望まれる。

(意見13) 基金取崩しにかかる決裁について

東日本大震災による被災地域に対し、平成22年度に県は基金を取り崩して備蓄物資を提供している。当該事務手続は、消費期限切れの近いものを償却しそれらを提供したのものとして手続がなされているとのことであるが、基金取崩し及び物資償却に関する決裁書類が作成されていなかった。

緊急のこととはいえ、決裁書類を作成すべきであったと考える。

第16 宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金

1 所管部署

福祉保健部 福祉保健課

2 設置目的

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラー等の整備を行うための経費の財源に充てることを目的としている。

3 設置年月日

平成21年11月30日

4 基金の存続期間

平成26年3月31日

5 基金の概要

当基金による対象事業は社会福祉施設等の耐震化整備事業及びスプリンクラー整備事業の2事業であり、国からの交付額1,806百万円のうち、平成23年度末までに耐震化整備事業に1,046百万円、スプリンクラー整備事業に334百万円充てられている。平成23年度末時点で、スプリンクラー整備は全施設で終了しているが、耐震化整備に関しては2施設において未実施となっており、436百万円基金の残高がある。現在、事業の実施予定はなく基金の存続期限において基金残高は国に返還される予定である。

6 根拠となる条例

宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 100%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		-	1,803,088	1,486,623
増加	造成	1,805,600	-	-
	運用	1,488	5,950	2,825
	増加計	1,807,088	5,950	2,825
減少	スプリンクラー整備事業	4,000	89,348	240,679
	耐震化事業等	-	233,067	812,913
	減少計	4,000	322,415	1,053,592
期末残高		1,803,088	1,486,623	435,855

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	435,855
合計	435,855

10 指摘

(指摘3)基金の取崩について

平成22年度における県立みやざき学園の耐震化整備事業において、基金が負担すべき事業費に対し、平成23年度の基金精算時に500円ではあるが多く基金を取り崩している。当該取崩額は適時に一般会計から基金に繰り入れるべきであるため、速やかに対処されたい。

第 17 宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金

1 所管部署

福祉保健部 医療薬務課

2 設置目的

大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を行い、地震発生時において適正な医療提供体制の維持を図ることを目的としている。

3 設置年月日

平成21年12月18日

4 基金の存続期間

平成28年3月31日

5 基金の概要

平成21年度積立分は未耐震の災害拠点病院又は二次救急病院を、平成23年度積立分は未耐震の災害拠点病院又は救命救急センターを、それぞれ対象としたものであり、当基金事業の実績及び予定は以下の通りである。

(単位:千円)

年度	区分	対象病院	交付 予定額	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年 度(予定)
21	災害 拠点	千代田病院	908,081	258,077	650,004	—
	災害 拠点	宮崎大学医学部 附属病院	917,059	306,823	297,888	312,348
	二次 救急	社会保険宮崎江 南病院	515,289	187,793	327,496	—
	二次 救急	鶴田病院	298,620	134,379	134,379	29,862
23	災害 拠点	済生会日向病院	1,191,630※	—	—	—
合計			3,830,679	887,072	1,409,767	342,210

※平成24年度から平成27年度にかけて執行予定である。

6 根拠となる条例

宮崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 100% (医療施設耐震化臨時特例交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		-	3,131,634	1,891,400
増加	造成	3,129,748	-	1,191,630
	運用	1,886	6,077	3,580
	増加計	3,131,634	6,077	1,195,210
減少	事業経費	-	887,072	1,409,767
	財政課へ返還	-	359,239	
	減少計	-	1,246,311	1,409,767
期末残高		3,131,634	1,891,400	1,676,843

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	1,676,843
普通預金	1,261,879
合計	2,938,722

(注) 平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

第 18 宮崎県地域医療再生基金

1 所管部署

福祉保健部 医療薬務課

2 設置目的

医師の養成及び確保、救急医療体制の強化等により、地域における医療に係る課題の解決を図ることを目的としている。

3 設置年月日

平成22年3月15日

4 基金の存続期間

平成26年3月31日

5 基金の概要

当基金は、地域医療の抱える課題の解決を目的に、平成21年度に策定された「地域医療再生計画」及び平成23年度に策定された「地域医療再生計画(拡充分)」における各種事業を実施するために設置されたものであり、平成23年度においては以下の事業の財源に充てられている。

(「地域医療再生計画」事業)

(単位:千円)

事業内容		事業費
宮崎大学医学部・附属病院の充実支援		
宮崎大学「地域医療学講座」運営支援	宮崎大学医学部への寄付講座設置により、本県の地域医療を担う医師の養成確保を促進	45,000
救命救急体制強化事業	宮崎大学医学部附属病院の救急部門強化支援により、本県の3次救急医療体制を強化及び救急専門医の育成・確保を促進	498,778
ドクターヘリ導入促進事業	宮崎大学医学部附属病院におけるドクターヘリの導入支援により、重症救急患者等への医療提供体制の強化等を促進	173,187

(単位:千円)

事業内容		事業費
医師等医療従事者の育成・確保		
医師修学資金貸与事業	新たな医学部定員増(宮崎大学5、長崎大学2)に合わせた貸与枠の拡大等により、医師の養成・確保策を強化	15,174
救急医療機関医師勤務環境改善事業	県内の2次救急医療機関医療クラーク(医師事務作業補助者)の新たな採用支援により、救急医療現場の医師の勤務環境改善を促進	7,576
看護師スキルアップ支援事業	県看護協会が行う、救急医療分野を中心とする認定看護師の養成や研修会の開催等の活動を支援することにより、本県の救急医療機能全体の底上げ等を促進	6,790
医師需給状況等調査事業	宮崎大学医学部に委託して、県内の医師の需給状況等に係る実態調査・分析を行うことにより、今後の県の医師確保等施策の検討に必要な情報を収集・整理	1,523
地域医療情報発信事業	圏内の医療機関を対象に、地域医療関連の情報を発信(ウェブサイト構築、広報誌制作)	3,323
臨床研修病院説明会事業(県外)	これまで県内で実施していた研修病院の説明会を県外において実施することによりPRの拡充を図り、県内で研修を受ける医師の確保を促進	2,747
救急医療体制の強化		
小児救急医療電話相談強化事業	県医師会に委託して、土日祝日等に実施している小児救急医療電話相談事業を365日化することにより、小児救急医療に携わる医師の勤務環境改善等を促進	806
県北部医療体制の強化		
県北部救急医療体制整備支援事業	県立延岡病院を中核とする県北部の救急医療関係機関の施設・設備整備等により、弱体化している県北部の救急医療体制の強化を促進	370,205

(単位:千円)

事業内容		事業費
県西部医療体制の強化		
県西部救急・周産期医療拠点病院整備事業	都城北諸県圏域の救急医療及び西諸圏域を含めた周産期医療の中核医療機関等の施設・機器整備支援により、県西部の2次救急医療及び周産期医療の機能強化を促進	331,622
地域医療機関連携促進事業	都城北諸県圏域の救急医療及び西諸圏域を含めた周産期医療を担う医療機関間の連携促進により、県西部の救急医療及び周産期医療の機能強化を促進	72,900
合 計		1,529,631

(「地域医療再生計画(拡充分)」事業)

(単位:千円)

事業内容		事業費
急性心筋梗塞対策		
急性心筋梗塞関係拠点病院の充実強化	県内の拠点的な病院である宮崎市郡医師会病院の診療機能(医療機器、人員体制)の充実・強化を支援	169,919
救急医療対策		
救命救急センターの設備拡充	宮崎大学救命救急センター機能の充実・強化のため、医療機器整備等を支援	352,357
ドクターヘリ場外離着陸可能地の調査	ドクターヘリの離着陸が可能な場所の調査	7,665
災害医療対策		
DMAT の体制整備・設立支援	県と DMAT(災害派遣医療チーム)との協定を締結し被災地での活動に必要な設備整備等への支援を実施。全 DMAT に衛星電話を配備するとともに研修支援を実施	13,247

(単位:千円)

事業内容		事業費
医療人材の育成・確保		
医師及び医学 生招へい	県外在住の医師・医学生に面会するとともに本県に 招へいし病院案内を実施	242
医療人材の育 成支援	医師に対し学会等に参加する経費の一部を助成	1,900
看護教育の充 実支援	看護師養成に携わる看護教員の研修支援、看護教 育教材の整備支援を行う。	14,000
合 計		559,330

6 根拠となる条例

宮崎県地域医療再生基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 100%(地域医療再生臨時特例交付金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		-	5,000,000	4,609,720
増加	造成	5,000,000	-	3,010,176
	運用	-	3,347	9,328
	増加計	5,000,000	3,347	3,019,504
減少	事業経費	-	393,626	2,088,959
	減少計	-	393,626	2,088,959
期末残高		5,000,000	4,609,720	5,540,264

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	6,889,279
普通預金	739,945
合計	7,629,224

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

第 19 宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金

1 所管部署

福祉保健部 医療薬務課

2 設置目的

医師、看護師等の医療に携わる人材の育成、確保、地域における活用等により、地域医療における課題の解決を図ることを目的としている。

3 設置年月日

平成23年4月1日

4 基金の存続期間

条例等による期限はない。

5 基金の概要

平成22年度末に解散した財団法人宮崎県看護学術振興財団の残余財産の寄付(約 20 億円)のうち 10 億円を財源として設置した取崩型の基金であり、平成 23年度の実施事業の概要は以下の通りである。

(単位:千円)

事業名等	事業費	うち基金 充当額
地域医療を支える医療関係の人材の育成・確保のための事業	239,587	36,673
ナースセンター事業(無料職業紹介事業や看護師を目指す者を対象とした進路相談会事業)	13,435	13,435
「看護の心」普及事業(知事表彰、高校生を対象とした看護体験事業)	845	845
看護師等養成所運営費補助事業(看護師等養成所に対する運営費補助)	179,851	487※1
看護師等修学資金貸付事業	19,776	9,066※2
病院内保育所運営費補助事業	25,680	12,840

(単位:千円)

事業名等	事業費	うち基金 充当額
地域における医療関係の人材の活用のための事業	22,262	15,522
地域連携研究推進費(民間のNPO法人や地域の医療機関などと協働して事業を行うとともに、県の行政課題について大学の人材を活用して調査・研究を実施する事業)	11,064	9,324
教育支援・国際交流推進事業(県立看護大学において、交換留学生の派遣、受入や海外の大学との学術交流を行う事業)	1,717	1,717
地域看護師等研究研修事業(県看護協会への研修委託や大学での受入等により県内看護師等の研修を行うとともに、研修プログラムの開発等を行う事業)	5,714	714
看護研究研修センター事業(大学の地域貢献事業の実施や、県民との連携、情報発信などを行う窓口としてのセンターの充実)	3,765	3,765

※1 国庫補助事業のうち、養成所の教員が資質向上のため講習会に参加する場合の加算部分について県費分を基金により対応している。

※2 貸付金のうち返還金を超える部分を基金より充当している。

6 根拠となる条例

宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 100%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成23年度
期首残高		-
増加	造成 県	1,000,000
	運用 利息	394
	増加計	1,000,394
減少	事業経費	52,195
	減少計	52,195
期末残高		948,199

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	900,000
普通預金	45,653
合計	945,653

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

10 意見

(意見 14)基金事業の選定について

本基金は、主に看護師不足の解消や看護師等の活用を目的として設置されたものであり、実施している事業については目的適合性を有していると認められる。しかし、基金設置前からの継続事業への充当や基金を設置せずとも十分対応可能と思われる極めて少額な事業への充当があるなど、本基金で実施すべきものと一般財源で実施すべきものの基準が必ずしも明確ではないのではないかと思われる部分がある。また、終了までの成果目標や活用計画も定められていない。従って、基金設置の有効性や効果が十分に検証できない可能性がある。

本基金によって実施すべき事業の基準を明確化するとともに、終了までの成果目標、活用計画を定めることが望まれる。そして、事業年度毎の計画と実績の差異分析、成果及び目標達成度の把握、その後の年度における基金の活用計画の修正、事業選定、といったサイクルで運用することで、目的・環境変化に適合した基金のより有効的な利用が可能になると考えられる。

第20 宮崎県国民健康保険広域化等支援基金

1 所管部署

福祉保健部 国保・援護課

2 設置目的

広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化を目的としている。

3 設置年月日

平成15年1月17日

4 基金の存続期間

条例等による期限はない。

5 基金の概要

当基金は、「国民健康保険制度の財政基盤の強化について」(平成13年12月18日付け総務・財務・厚生労働三大臣合意)に基づき、国保事業の運営の広域化又は国保の財政の安定化に資する事業に必要な資金に充てるため、平成14年度に設置され、平成14年度から平成16年度の3か年にかけて501,208千円が積み立てられた。

当基金による事業は以下の5つである

- (1) 保険財政広域化支援貸付事業
- (2) 保険財政広域化支援交付事業
- (3) 保険財政自立支援貸付事業
- (4) 広域化等支援方針の作成経費(平成22年度追加)
- (5) 広域化等支援方針で定める施策の実施経費(平成22年度追加)

平成20年度まで事業の実績はなく、平成21年度に上記(3)の事業について、小林市、高鍋町及び門川町に次の額を貸し付け、平成23年度から5か年にかけて償還されることとなっている。

(単位:千円)

貸付先市町村	貸付額	平成23年度回収実績
小林市	75,000	15,000
高鍋町	88,000	17,600
門川町	62,000	12,400
合計	225,000	45,000

なお、(4)及び(5)については、平成22年5月19日付で交付された改正後の国民健康保険法において、「都道府県は、広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、基金を設置できる」とされ、条例を改正したものである。県は平成22年12月に広域化等支援方針を作成しているが、平成23年度までに本基金の取崩しによる充当実績はない。

6 根拠となる条例

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 50%

国 50%(国民健康保険広域化等支援事業費等補助金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		501,440	501,440	502,523	280,435	281,153
増加	運用 利息	-	1,083	2,912	719	447
	貸付金償還金	-	-	-	-	45,000
	増加計	-	1,083	2,912	719	45,447
減少	保険財政自立支援事業	-	-	225,000	-	-
	減少計	-	-	225,000	-	-
期末残高		501,440	502,523	280,435	281,153	326,600

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	326,153
決済用預金	447
合計	326,600

10 意見

(意見 15) 今後の基金の活用について

基金の活用額から見ると、基金の造成規模に比して利用が十分であるとは言えない状況であるが、基金を活用する事業を大別すると、市町村国民健康保険事業の財源不足に対応するため市町村を支援する事業と広域化等支援方針で定めた施策の実施に分けられ、前者は医療保険の再保険制度として、緊急避難的に活用されるものであり、活用されない方が好ましいと言えるものである。

後者については、現在国の社会保障制度改革国民会議において国民健康保険制度のあり方が検討されているところであることから、今後は、国の議論を踏まえ、国民健康保険の運営の広域化・財政の安定化を推進するため基金の有効な活用がなされることを期待したい。

第 21 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金

1 所管部署

福祉保健部 国保・援護課

2 設置目的

後期高齢者医療広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図り、その一般会計からの繰り入れを回避することを目的としている。

3 設置年月日

平成20年12月26日

4 基金の存続期間

条例等による期限はない。

5 基金の概要

当基金は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、宮崎県後期高齢者医療広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行うために、各都道府県に設置されているものである。法令等に基づき2年単位で拠出額が決定され、平成25年度までの基金造成額は約 16 億円となる予定である。

宮崎県後期高齢者医療広域連合は概ね安定的に運営されており、平成23年度までに交付又は貸付の必要性は生じていないため、本基金の事業実績はない。ただし、平成22年の法改正で、保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てることができることとされたことに伴い、今後は保険料の上昇抑制のため本基金の活用が見込まれている。

6 根拠となる条例及び法律

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例
高齢者の医療の確保に関する法律

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 3分の1

国 3分の1(後期高齢者医療給付費国庫負担金)

宮崎県後期高齢者医療広域連合 3分の1

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		-	270,082	541,030	850,284
増加	造成	国	89,871	89,871	102,508
		県	89,871	89,871	102,508
		広域連合	89,871	89,871	102,508
	運用	利息	470	1,336	1,731
	増加計		270,082	270,948	309,254
期末残高		270,082	541,030	850,284	1,159,251

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	1,159,251
合計	1,159,251

第 22 宮崎県介護保険財政安定化基金

1 所管部署

福祉保健部 長寿介護課

2 設置目的

介護給付費の予想を上回る伸びや、通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納による保険財政の赤字を対象に、市町村に対して資金の交付・貸付を行うことを目的としている。

3 設置年月日

平成12年4月1日

4 基金の存続期間

条例等による期限はない。

5 基金の概要

当基金は介護保険法第147条により全ての都道府県において設置が求められている基金である。制度上、交付・貸付以外に取り崩すことが困難なことから適正な規模に残高を調整できず、全国的に規模が過大となっているため、介護保険法が一部改正され、平成24年度に限り、介護保険料の上昇抑制に充てるため基金の取崩しができるように措置されている。本県においても、交付事業については平成17年を最後に、貸付事業については平成20年を最後に実施されていないため、当基金残高はやや過大となっている。そのため、国の指針に基づき今後の所要額を見積りした結果、平成24年度において約15億円を取り崩す予定である。なお、取崩額のうち、国、市町村への返還交付分を控除した残額については、介護保険法附則第10条第5項において、「介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとする」とされており、県は当該残額約5億円を介護保険関連の事業に全額充当する予定である。

6 根拠となる条例及び法律

宮崎県介護保険財政安定化基金条例

介護保険法

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 3分の1(財政安定化基金負担金)

県 3分の1

市町村 3分の1

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		3,085,455	3,139,694	3,216,136	3,258,462	3,275,856
増加	運用	9,317	10,212	26,372	10,753	6,224
	貸付金償還金	48,922	67,230	15,954	6,641	6,641
	増加計	58,239	77,442	42,326	17,394	12,865
減少	貸付事業	4,000	1,000	-	-	-
	減少計	4,000	1,000	-	-	-
期末残高		3,139,694	3,216,136	3,258,462	3,275,856	3,288,721

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	3,288,721
合計	3,288,721

第 23 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金

1 所管部署

福祉保健部 長寿介護課

2 設置目的

賃金改善をはじめとした介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し交付金を交付することにより介護職員の処遇改善を図るとともに、老人福祉施設等が開設時から安定した質の高いサービスを提供できる体制整備を支援するため、市町村、法人等に対して施設の開設前6か月に係る準備経費について補助を行うことを目的としている。

3 設置年月日

平成21年10月9日

4 基金の存続期間

平成26年3月31日

5 基金の概要

当基金は、平成21年度に国からの交付金等 4,511 百万円によって造成され、平成23年度までに介護職員処遇改善交付金事業に 3,454 百万円、施設開設準備経費助成特別対策事業に 306 百万円充当されている。前者の事業は平成23年度で終了し、後者の事業は平成24年度で終了予定となっている。

介護職員処遇改善交付金事業は処遇改善計画の承認を受けた事業者に対し、所定の交付率で計算された金額を国保連を通じて交付する事業である。また、施設開設準備経費助成特別対策事業は、介護サービスを提供する施設の開設に際し、開設前6か月に要した一定の準備経費を補助するものである。

6 根拠となる条例

宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 100% (介護職員処遇改善交付金、施設開設準備経費特別対策事業費補助金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		-	4,051,875	2,513,951
増加	造成	4,511,400	-	-
	運用	3,532	9,953	2,436
	増加計	4,514,932	9,953	2,436
減少	介護職員処遇改善交付金事業	463,058	1,435,049	1,556,238
	施設開設準備経費助成特別対策事業	-	112,828	194,088
	減少計	463,058	1,547,877	1,750,326
期末残高		4,051,875	2,513,951	766,061

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	950,193
合計	950,193

(注) 平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

10 指摘及び意見

(指摘4) 交付要件の確認について

介護職員処遇改善交付金の交付要件の一つに「過去1年間に労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられていないこと」とある。当該要件について、県では、その適合性の有無について確認作業を実施していなかったため、何らかの確認作業が必要である。なお、厚生労働省からの「介護事業場に係る都道府県に対する情報提供について」(平成18年2月7日基監発第0207001号)により、労働基準監督機関が事業者に対して労働基準法等関係法令違反に係る司法処分を行った場合は、都道府県に情報提供をすることとなっているため、平成24年12月に当該通達に基づき宮崎労働局へ確認したところ、罰金刑以上の刑を処した事例はないとの回答を得ている。

(意見16) 基金事業の実施後の検査・確認手続について(介護職員処遇改善交付金事業)

介護職員処遇改善交付金事業における交付金は介護報酬に一定率を乗じて算定されることから、交付金が実際に介護職員の賃金として支払われているか確認することが事業の適切な実施の観点から非常に重要である。県では、各年度において事業者から実績報告書入手し、交付金と改善実績額の比較を行い、改善実績額を上回る交付金については、返還を受けている。当該

返還金は平成22年度が 9,145 千円(77事業所)、平成23年度が 16,007 千円(64事業所)となっている。

現在は実績報告書の入手のみで事業所への立入調査は行われていないが、上記に掲げた当交付金の性格及び返還金額等を鑑みれば、必要に応じて事業所への立入調査を実施し、書面調査の実効性をより高めることが重要であると考え。県又は市町村の行う定期的な指導監査とも連携することで、より効率的な調査が行えるであろう。

(意見17)基金事業の実施後の検査・確認手続について(施設開設準備経費助成特別対策事業)

施設開設準備経費助成特別対策事業については、(1)一定規模以下の小規模な施設等に対しては市町村を通じて補助金が支給され、(2)それら以外の施設に対しては、県が直接補助金を支給している。(1)の市町村を通じて補助金が支給される要件については、事業者から提出された実績報告書を市町村が検証を行ない、県に市町村から実績報告書が提出される。(2)の県が直接補助金を支給する案件については、県が自ら現地調査を実施し、事業者から提出された実績報告書等との整合性を確認することで事業が適切に実行されていることを確認しているとのことであるが、現地調査に関する報告書が作成されていない。従って、調査の内容、問題点の有無等について不明確だけでなく、確認すべき事項の確認もれが発生する可能性もある。調査の実効性を確保するために報告書を作成すべきである。

第 24 宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金

1 所管部署

福祉保健部 長寿介護課

2 設置目的

地域における介護ニーズに対応するため、小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を促進するとともに、既存施設におけるスプリンクラー整備、認知症高齢者グループホーム等における耐震化等の防災対策及び特別養護老人ホーム等のユニット化を目的とする改修並びに高齢者等を地域で支え合う体制づくりを図る取組への支援を行うことを目的としている。

3 設置年月日

平成21年11月13日

4 基金の存続期間

平成25年度末(ただし、平成26年12月末まで延長可)

5 基金の概要

平成21年度、国の経済危機対策による交付金事業の実施のために創設され、平成22年度に事業補助単価の増額及び新たな事業実施のための交付金を追加造成している。実施事業は以下の通りであり、全額基金より充当されている。なお、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業のうち、介護施設等におけるスプリンクラー等消化設備の整備事業及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金事業は平成22年度の交付金の追加事業であるため、平成23年度からの実施となっている。

(単位:千円)

事業名		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業		92,465	1,446,486	682,294
内 訳	介護基盤の緊急整備特別対策事業	20,265	711,216	371,766
	既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業	72,200	735,270	202,181
	介護施設等におけるスプリンクラー等消化設備の整備事業			108,347

(単位:千円)

事業名		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金事業				242,062
内 訳	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業			9,883
	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支 援事業			—
	小規模特別養護老人ホーム等の整備促進			48,750
	地域支え合い体制づくり事業			183,429
合計		92,465	1,446,486	924,356

6 根拠となる条例

宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 100%(介護基盤緊急整備等臨時特例交付金、介護支援体制緊急整備等
臨時特例交付金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
期首残高		—	3,208,162	2,591,846	
増加	造成	3,298,445	827,657	—	
	運用	利息	2,217	6,342	3,201
		積戻	—	35	3,864
	増加計		3,300,662	834,034	7,065
減少	事業経費	92,500	1,450,350	1,235,058	
	減少計	92,500	1,450,350	1,235,058	
期末残高		3,208,162	2,591,846	1,363,853	

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	1,661,853
合計	1,661,853

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致
しない場合がある。

第 25 宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金

1 所管部署

福祉保健部 障害福祉課

2 設置目的

障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用及び福祉・介護人材の確保を図ることを目的としている。

3 設置年月日

平成19年3月16日

4 基金の存続期間

平成26年3月31日

5 基金の概要

当基金は、国の障害者自立支援対策臨時特例交付金及び地域活性化・生活対策臨時交付金を原資として積み立てられたものであり、平成23年度の主な実施事業は以下の通りである。

(単位:千円)

事業概要		実施主体	基金 決算額
事業者に対する運営の安定化等を図る措置			334,724
事業運営安定化事業	旧体系施設等について従前の月払いによる報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。	県・市町村	157,648
通所サービス等利用促進事業	一定の施設における通所サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合に、当該送迎に要する費用を助成する。	市町村	79,408
移行時運営安定化事業	旧体系施設が新体系サービスへ移行した場合に従前の事業収入額を下回る場合、その差額を助成する。	市町村	89,595
その他		県・市町村	8,073

(単位:千円)

事業概要		実施主体	基金 決算額
新法への移行等のための円滑な実施を図る措置			797,229
障がい者自立 支援基盤整備 事業	既存施設等が新体系に移行する場 合等に必要となる、施設の改修等 の経費に対し助成する。	県	644,771
障害者自立支 援法等改正施 行円滑化特別 支援事業	支援法等の改正に伴い、地方自治 体において一時的に必要となる施 行事務に要する費用に対して所要 の助成を行う。	県・市町村	40,496
重度訪問介護 利用促進市町 村支援事業	一定の要件を満たす市町村に対 し、国庫負担基準額を超過する金 額の範囲内で費用を助成する。	県	72,672
その他		県・市町村	39,290
福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置			70,078
福祉・介護人材 マッチング支援 事業	都道府県福祉人材センターにキャリ ア支援専門員を配置し、個々の求 職者にふさわしい職場を開拓すると ともに、働きやすい職場づくりに向 けた指導・助言を行い、円滑な就 労・定着を支援する。	県	32,400
進路選択学生 等支援事業	介護福祉士等養成施設に専門員を 配置し、学生・教員等に対し、仕事 の魅力を伝えるとともに、相談・助言 等を行う。	県	13,600
その他		県	24,078
福祉・介護人材の処遇改善を図る措置			439,740
福祉・介護人材 処遇改善事業	職員の処遇改善に取り組む事業者 に対し助成を行う。	県	439,740
合 計			1,641,772

6 根拠となる条例及び法律

宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例

障害者自立支援法

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 100% (障害者自立支援対策臨時特例交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
期首残高		1,066,695	639,295	1,816,841	2,846,182	1,815,331	
増加	造成	-	1,734,276	1,712,585	24,561	237,183	
	運用	利息	3,050	2,035	16,092	4,831	1,375
		返還金	-	-	-	26,133	-
	増加計		3,050	1,736,311	1,728,677	55,525	238,558
減少	事業経費	430,450	558,766	699,335	1,086,377	1,641,772	
	減少計	430,450	558,766	699,335	1,086,377	1,641,772	
期末残高		639,295	1,816,841	2,846,182	1,815,331	412,117	

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	150,000
普通預金	1,023,505
合計	1,173,505

(注) 平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

10 意見

(意見18) 基金事業の検査・監督体制について

下記の事業に関して交付した補助金について、平成22年度において返還を受け、基金に戻し入れている。

(単位:千円)

施設	年度	事業名	実施主体	返還額	うち基金分
A	20	事業運営円滑化事業	県	1,305	652
B	20	同上	県	1,566	783
C	21	事業運営安定化事業	市町村	20,345	20,345
合計				23,216	21,780

いずれも事業者より積算方法の誤りがあった旨の報告が県又は市町村にあり、返還を受けたものである。県における検査体制は当該誤りを発見できるものではなかったとのことである。また、市町村主体の事業については、県は支払事実の確認を実施するのみで内容等の詳細な確認はしていないとのことである。C施設の事案では、25市町村から返還を受けており、当該市町村におい

でも積算ミスは看過されていたと推測される。

県は、基金事業が適正に実施されているか、検査体制並びに監督体制を強化することが必要である。

(意見19)現地確認の実施について

当基金事業のうち、基盤整備事業などハード面の整備にかかるものについては、必要に応じ現地確認を実施しているが、その記録が作成されていない。現地確認において何を確認し、結果がどうであったかを文書化することは、当該確認手続の実効性確保の観点から不可欠であると考ええる。

第 26 宮崎県地域自殺対策緊急強化基金

1 所管部署

福祉保健部 障害福祉課 就労支援・精神保健対策室

2 設置目的

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、地域における自殺対策の緊急強化を図ることを目的としている。

3 設置年月日

平成21年7月7日

4 基金の存続期間

平成25年3月31日(ただし、平成26年度まで延長予定)

5 基金の概要

本県では、平成9年以降、年間の自殺者数が300人を超えており、人口10万人あたりの自殺者を示す自殺死亡率は全国的にも高い位置にあることから、その減少を図ることが重要な課題となっている。そこで、国からの交付金を活用して当基金を造成し、「宮崎県自殺対策行動計画」に基づいた各種事業を実施している。平成23年度の実施事業の概要は以下の通りである。

(単位:千円)

事業内容		基金支出額
対面型相談支援事業	関係行政機関や民間団体で専門家を活用した自殺対策強化のための「包括支援相談」を実施するなど相談支援体制を強化	5,361
電話相談支援事業	関係行政機関や民間団体が行う電話相談事業の充実	11,394
人材養成事業	自殺を考えている人、自殺未遂者等自殺の危険性の高い人、自殺者の遺族等に対し、適切な対応・支援を行う人材の養成	8,972
普及啓発事業	国民一人ひとりが自殺予防のために行動(「気づき」「つながり」「見守り」)できるようにするための広報啓発を実施。	24,441

(単位:千円)

事業内容		基金支出額
強化モデル事業	ハイリスク地におけるパトロール活動の支援など地域における自殺対策を緊急に強化するための事業を実施	1,270
うつ病医療体制強化事業	精神科医と一般かかりつけ医との医療連携体制の構築を図るとともに、医療関係者等に対して、うつ病等についての研修を行う	4,906
合 計		56,345

6 根拠となる条例

宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 100% (地域自殺対策緊急強化交付金・地域活性化交付金 (住民生活に光をそそぐ交付金) 他)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		-	121,550	130,017
増加	造成 国	157,319	57,860	36,291
	運用 利息	164	194	67
	増加計	157,483	58,054	36,358
減少	事業経費	35,932	49,587	56,345
	減少計	35,932	49,587	56,345
期末残高		121,550	130,017	110,030

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	70,372
普通預金	95,936
合計	166,308

(注) 平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

第 27 宮崎県妊婦健康診査支援基金

1 所管部署

福祉保健部 健康増進課

2 設置目的

国からの妊婦健康診査臨時特例交付金を受け、宮崎県妊婦健康診査基金を造成し、市町村が行う妊婦健康診査に対して財政的支援を行うことで妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減が図られ、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的としている。

3 設置年月日

平成21年3月16日

4 基金の存続期限

平成26年3月31日

5 基金の概要

国からの妊婦健康診査臨時特例交付金を受け、宮崎県妊婦健康診査基金を造成し、市町村が行う妊婦健康診査に対して財政的支援を行う。これにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減が図られ、安心して妊娠・出産できる体制が確保される。

平成21年度から平成24年度に当該基金を活用して市町村が行う妊婦健康診査の公費負担の補助を行う。

妊婦健康診査について望ましいとされる健診回数14回のうち既に地方財政措置されている5回分を除く残り9回分について市町村が公費負担を行う場合、その2分の1を交付する。

6 根拠となる条例

宮崎県妊婦健康診査支援基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 100% (交付金:妊婦健康診査臨時特例交付金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		-	727,546	549,861	368,046
増加	造成	727,546	-	20,942	182,917
	運用	-	4,565	868	157
	国 利息	-	-	-	-
増加計		727,546	4,565	21,810	183,074
減少	妊婦健康診査特別支援事業	-	182,250	203,625	250,130
	減少計	-	182,250	203,625	250,130
期末残高		727,546	549,861	368,046	300,991

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

平成22年度の事業費支出に伴う基金の減少は平成21年度分の事業費である。同様に平成23年度分の基金減少は平成22年度分の事業費である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	551,121
合計	551,121

(注) 平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

第 28 宮崎県ワクチン接種緊急促進基金

1 所管部署

福祉保健部 健康増進課

2 設置目的

市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン等の接種事業に財政的な支援を行うことを目的としている。

3 設置年月日

平成23年1月25日

4 基金の存続期限

平成26年3月31日

5 基金の概要

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについては、厚生労働省が設置する予防接種部会における意見や国際動向、疾病の重篤性等にかんがみ予防接種法上の定期接種化に向けた検討が行われている。

これを踏まえて対象年齢層に緊急にひとつおりの接種を提供するために、国から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を受け、ワクチン接種緊急促進基金を造成し、市町村が行うワクチン接種事業に対して財政的な支援を行う。これにより、これらの予防接種の促進を図り、疾病の予防に寄与することを目的とする。

事業は市町村への補助事業として以下のように行われる。

(1) 子宮頸がん予防ワクチン

補助額:15,939 円×延べ接種回数×0.9×1/2 以内

対象年齢:中学校1年から高校1年生までの相当年齢

(2) ヒブワクチン

補助額:8,852 円×延べ接種回数×0.9×1/2 以内

対象年齢:0歳から4歳まで

(3) 小児用肺炎球菌ワクチン

補助額:11,267 円×延べ接種回数×0.9×1/2 以内

対象年齢:0歳から4歳まで

(4) 事務費

1/2

6 根拠となる条例

宮崎県ワクチン接種緊急促進基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 0.3%

国 99.7% (交付金:子宮頸がん等接種緊急促進臨時特例交付金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成22年度	平成23年度
期首残高		-	848,253
増加	造成	県	1,568
		国	503,507
	運用	利息	2,043
	増加計		1,044,627
減少	ワクチン接種緊急促進事業		712,962
	減少計		196,374
期末残高		848,253	642,409

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

平成23年度の基金減少額は平成22年度分の事業費精算分である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	1,347,819
普通預金	7,552
合計	1,355,371

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

第29 宮崎県安心こども基金

1 所管部署

福祉保健部 こども政策課

2 設置目的

誰もが安心して子どもを産み育てられる社会づくりを促進することを目的としている。

3 設置年月日

平成21年3月16日

4 設置期限

平成28年3月31日

5 基金の概要

平成20年度第2次補正予算により、「待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うために、国から交付された交付金(子育て支援対策臨時特例交付金)1,000億円を財源に、各都道府県に基金を造成し、平成20年度から平成22年度までの間に、次の事業を実施することになった。

(1) 保育所等整備事業

ア 保育所等緊急整備事業

(ア) 保育所の施設整備等の補助

(イ) 待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について追加的財政措置

(ウ) 賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進し保育所の受け入れ枠を緊急に確保するため、賃借料、改修費等の補助

(エ) 子育て支援のための拠点施設の施設整備等の補助

イ 放課後児童クラブ設置促進事業

小学校内において教材等の保管場所として使用されている余裕教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物の改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助

ウ 認定こども園整備等事業

幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費の補助

(2)家庭的保育改修等事業

家庭的保育(保育ママ)事業を推進するため、その実施場所に係る改修費の補助及び家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助

(3)保育の質の向上のための研修事業等

保育の質の向上のため、保育所等の保育士(現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。)を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業費の補助

その後、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うべく、平成21年度補正予算により1,500億円、同第2次補正予算により200億円の追加交付がなされている。

さらに、社会全体で子育てを支える社会を実現するとともに、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、待機児童ゼロ等を目指す「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)の達成に必要な取り組みを促進し、保育サービス等の基盤整備を図るために子育て支援対策臨時特例交付金について1,000億円を追加交付する(総計3,700億円)とともに平成23年度末まで実施期限を延長されている。

宮崎県では、いわゆる待機児童はゼロとなっており、待機児童に対する緊急対策は必要ではないが、保育サービスの充実(資料 番号1～7)、すべての子ども・家庭への支援(同8、9)、ひとり親家庭等への支援の拡充(同10)、社会的養護の拡充(同11)、児童虐待防止対策の強化(同12)を目的として各市町村からの要望、実情を勘案して国に要求し、現在までに6,595,642千円の国費を受け、県費179,656千円と合わせて基金を造成し、事業を行っている。平成23年度の特別対策事業1,415,266千円の内容は次表のとおりである。

(資料) 特別対策事業の内容

番号	事業内容	対象自治体	国	県	市町村	決算額(千円)
1	保育所緊急整備事業	5市1町、11カ所	1/2	—	1/4	690,825
2	子育て支援のための拠点施設整備事業	1町、1カ所	1/2	—	1/2	5,920
3	放課後児童クラブ設置促進事業	1町、1カ所	1/3	1/3	1/3	6,666
4	保育の質の向上のための研修事業等	2市1町	1/2	—	1/2	498
5	電力需給対策に対応した休日保育特別事業等	1市1町、3カ所	1/2	1/4	1/4	967
6	認定こども園整備事業	3市1町、5カ所	1/2	—	1/4	82,996
7	認定こども園事業費(厚労省)	5市、15カ所	1/2	1/4	1/4	104,637
8	認定こども園事業費(文科省)	1市、1カ所	1/2	1/4	1/4	82
9	地域子育て創生事業	7市14町1村、92事業	定額	—	—	253,534
10	高等技術訓練促進費等事業	全市町村	3/4	—	1/4	129,900
11	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業		1/2	1/2	—	18,135
12	児童虐待防止対策緊急強化事業		定額	—	—	119,514
13	その他事業(都道府県事務費)		1/2	1/2	—	1,591
計						1,415,266

6 根拠となる条例

宮崎県安心こども基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 97.3%

県 2.7%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		—	935,567	2,146,900	1,893,847
増加	造成	県	17,386	54,513	24,556
		国	918,181	1,805,975	835,389
	運用	利息	—	7,292	3,893
増加計		935,567	1,867,780	863,838	3,120,825
減少	特別対策事業	—	656,447	1,116,891	1,415,266
	減少計	—	656,447	1,116,891	1,415,266
期末残高		935,567	2,146,900	1,893,847	3,599,406

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

県は追加交付があるごとに国に事業計画を提出し、国から交付金を受けることになっており、受け取って基金に造成された交付金は翌年度に事業に使用されているが、複数年度の計画もあり、交付を受けた翌年度にすべて使用されるものではなく、各年度の造成額と翌年度の取崩額は連動せず、平成23年度の基金残高は約36億円に膨らんでいる。当該基金は満了時に残高がある場合には国に

返還する必要がある。しかし、平成24年度で17億円使用見込みであり、残額についても国の施策期限が延長される前提で当基金の存続期限である平成27年度までには全額が執行される見込みである。

9 基金の平成23年度末の運用状況 (単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	4,039,505
普通預金	919,868
合計	4,959,373

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

10 意見

(意見20)子育て支援事業について

平成23年の合計特殊出生率は全国で1.39人、宮崎県で1.68人といずれも2人を下回る値であり、日本、宮崎県が将来繁栄していくためには、少子化対策、子育て支援対策を充実させることが必要不可欠である。

(参考)都道府県別合計特殊出生率の推移2006～2011年)

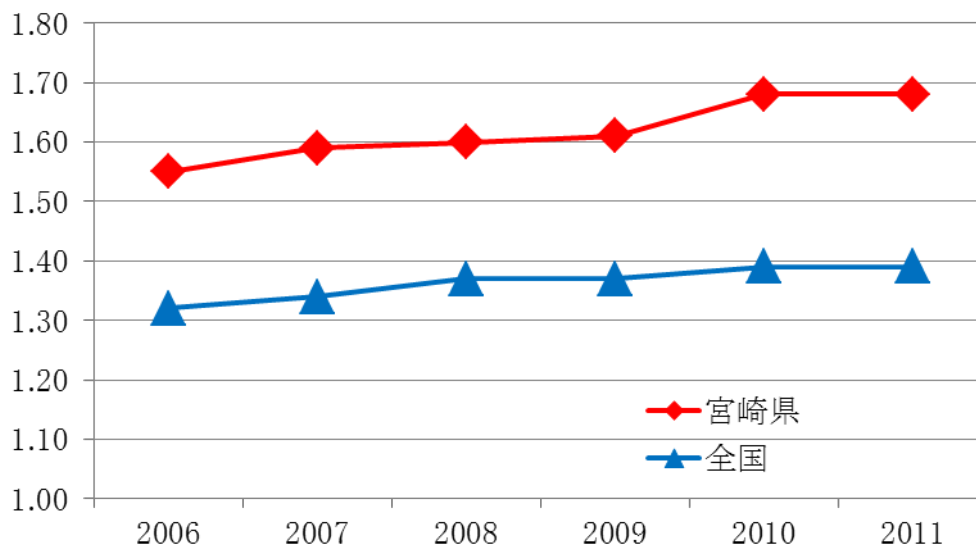
年	2006	2007	2008	2009	2010	2011
宮崎県	1.55	1.59	1.60	1.61	1.68	1.68
全国	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39

資料:厚生労働省「人口動態統計」

(注1)全国の値は年齢各歳の出生率をもとに算出しているが、都道府県の値は年齢5歳階級における出生率をもとに算出している。

(注2)厚生労働省「人口動態統計」については確定数である。

これをグラフ化すると、次のようになっており、全国、宮崎県ともに徐々にではあるが出生率は増加していることがわかる。これは国、宮崎県における少子化対策が実を結んだ結果ともいえる。



平成23年度において、安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しいと感じられる宮崎づくりを目指して、県民全体で子どもと子育て家庭を応援する運動である「未来みやざき子育て県民運動」を立ち上げている。従来の子育て支援の取り組みは、行政が主体となるものが中心であったが、「未来みやざき子育て県民運動」では、行政の取り組みに加え、地域における子育て支援活動への県民の参画を促進するなど、社会全体で子育てを応援する気運や仕組みづくりを充実させることとしている。この事業費が平成23年度で当基金から22百万円使用されているが、地域子育て創生事業のうちいわゆるソフト事業が平成23年度までしか対象事業となっていないため、平成24年度では予算が圧縮され6百万円弱となっている。

この県民運動を含む「地域における子育て力を育み、コミュニティーの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援」事業全体についても、平成21年度で2市1町3事業4百万円、平成22年度で4市12町2村36事業58百万円、平成23年度で7市10町1村62事業179百万円と基金の活用が伸びているが、これは平成23年度で打ち切りとなっている。全国的に少子化問題が深刻化するなかでこうした事業は有意義であるため、今後とも国からの子育て支援対策が有効に打ち出され、各自治体はこれを有効に活用する必要があるのではなかろうか。当基金における事業の一部は平成27年度から新たな国の施策に引き継がれる見込みとのことであり、この中でもこうしたソフト事業が手当てされる。国への働きかけを十分に行うことや宮崎県独自でも予算を確保することに期待したい。

第 30 宮崎県環境保全基金

1 所管部署

環境森林部 環境森林課

2 設置目的

平成元年度に国の補助により宮崎県環境保全基金が設置され、その後、平成21年度に国が創設した「地域グリーンニューディール基金事業」の国庫補助金交付額を宮崎県環境保全基金に積み立てた。

(1) 宮崎県環境保全基金

地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を展開することにより、宮崎県の環境の保全を図る。

(2) 地域グリーンニューディール基金

地域の実情に応じて、地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために必要な事業を実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげる。

3 設置年月日

平成2年3月17日

4 基金の存続期限

条例等による期限はない。

5 基金の概要

(1) 宮崎県環境保全基金

平成元年度に国の補助(地域環境保全対策費補助金、補助率 1/2)により創設されており、運用益のみを環境保全の普及・啓発関連事業に充当している。

基金の運用益は基金には繰り入れず一般会計において入金処理され、環境の保全に要する経費に充てられている。

(2) 地域グリーンニューディール基金

平成21年度に国が創設した「地域グリーンニューディール基金事業」にかかる国庫補助金の交付を受け、宮崎県環境保全基金に積み立て、基金は既存部分4億円と区別し管理・運用していた。

対象事業としては以下の通りであり、平成21年度から平成23年度までの3年間で実施した。

- ア 地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画関係事業
- イ 県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画関係事業
- ウ PCB 廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画(PCB 処理関連)関係事業
- エ 海岸漂着物地域対策推進事業

6 根拠となる条例

宮崎県環境保全基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

(1) 宮崎県環境保全基金(400,059,957 円)

県 50%

国 50%(交付金名:地域環境保全対策費補助金)

(2) 地域グリーンニューデール基金(23,499,409 円)

国 100%(交付金:地域環境保全対策費補助金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成元年度	平成2~20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		-	400,000	400,000	1,179,170	660,982
増加	造成	県	200,000	-	-	-
		国	200,000	-	848,000	-
	運用	-	-	229	528	173
	利息執行残	-	-	-	1,306	60
増加計		400,000	-	848,229	1,834	233
減少	事業	-	-	69,059	520,022	261,052
	減少計	-	-	69,059	520,022	261,052
期末残高		400,000	400,000	1,179,170	660,982	400,163

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

平成21年度に国が創設した「地域グリーンニューデール基金事業」にかかる国庫補助金 848,000 千円を既存の宮崎県環境保全基金に積み立てた。

地域グリーンニューデール基金は、既存部分(400,000 千円)と区別し管理・運営している。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
普通預金	23,559
政府保証債	399,440
譲渡性預金	560
合計	423,559

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

10 意見

(意見 21)基金のあり方と取崩型への移行の検討について

宮崎県環境保全基金は運用型基金である。安定運用を前提にすると利息収入が財源となる。近年の低金利状況に鑑みると事業費支出が利息収入を上回って財源不足となる可能性が大である。実際、平成23年度について事業費が基金取崩額を上回っており、この不足額に関しては一般会計から拠出しているとのことであった。

今後も低金利下で事業費を賄えるだけの利息収入を得られるか不透明であり、取崩型への移行も含めて、当基金のあり方についての検討も必要と考える。

第 31 県営林基金

1 所管部署

環境森林部 環境森林課

2 設置目的

県営林の造成費に充てることを目的としている。

3 設置年月日

昭和39年4月1日

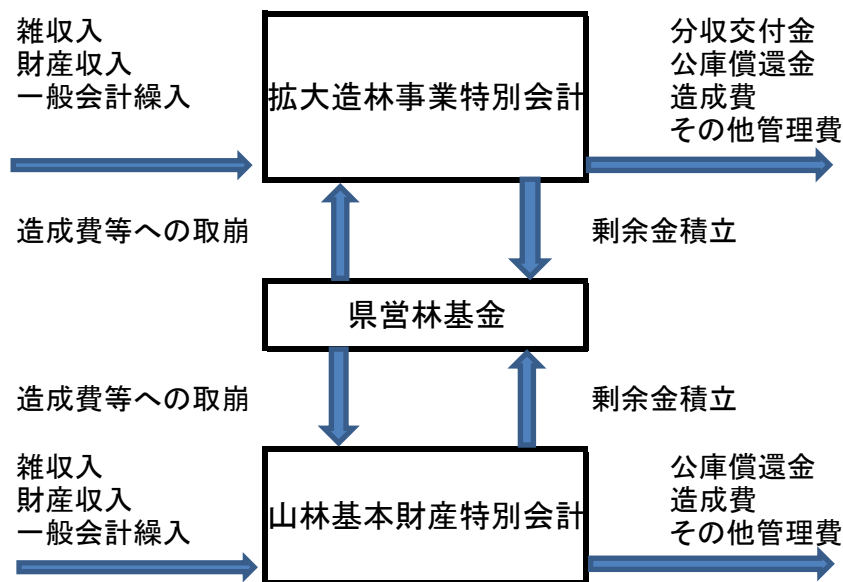
4 基金の存続期限

条例等による期限はない。

5 基金の概要

昭和39年に県営林の造成費に充てるために県営林基金は設置された。ここで「県営林」とは、県有林及び分収林を言い、毎年度基金に積み立てる額は、県営林事業に係る特別会計において毎年度の決算上生じた純剰余金のうち予算で定める額とされている。

また、基金の運用から生ずる収益は、山林基本財産(県有林)及び拡大造林事業(県行分収造林)特別会計それぞれの歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとされている。



6 根拠となる条例

県営林基金の設置、管理及び処分に関する条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 100%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		11,884	11,919	11,957	11,991	12,001
増加	運用	35	38	34	10	12
	利息					
増加計		35	38	34	10	12
期末残高		11,919	11,957	11,991	12,001	12,013

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	12,001
普通預金	12
合計	12,013

10 意見

(意見 22) 基金存続の検討について

当基金の積立は山林基本財産特別会計と拡大造林事業特別会計の剰余金からなる。近年においては木材価格の低迷、多額の借入金の金利と償還金額負担によって特別会計は赤字となっており、一般会計からの拠出金を繰入れしている状況である。結果として最近の基金残高は利息収入の増加を除いて増減はない。

環境森林部作成の第9次県営林経営計画書(自平成21年4月1日 至平成26年3月31日)によると当面、公債費(日本政策金融公庫借入金に対する元利償還金)に見合う収入確保が困難なため、一般会計からの繰入金によって補填することで収支計画が作成されている。計画期間後も収支が改善することは困難が予想されており、当該借入金の償還が一定程度進むまでは剰余金が生じることは考えにくい状況にある。

以上のような状況下では、当基金が存続すべきか否かも含めて今後のあり方について十分な検討が必要になってくるものと思われる。

第 32 宮崎県森林環境税基金

1 所管部署

環境森林部 環境森林課

2 設置目的

県土の保全、水源の涵養等県民が享受している森林の有する公益的な機能の重要性に鑑み、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の費用に充てることを目的としている。

3 設置年月日

平成18年4月1日

4 基金の存続期限

条例等による期限はない。

5 基金の概要

基金として積み立てる額は、宮崎県森林環境税条例の規定により県に納入、又は納付された森林環境税に相当する額から森林環境税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額とされる。基金の運用から生じる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入される。

使途事業としては以下のとおりである。

(1)「県民の理解と参画による森林づくり」の推進

森林ボランティア支援、森林環境教育、企業の森など

(2)「公益的機能を重視した森林づくり」の推進

広葉樹植栽・針広混交林整備・公有林化など

(3)「資源の循環利用による森林づくり」の推進

県産材利用の普及啓発・PR、森林バイオマス資源の利用促進など

森林環境税は、5年間で今後の在り方を見直すこととしている。現在、平成27年度までの第2期に入っている。森林環境税の使途等については多方面からの意見を聞く観点から有識者や県民公募の中から選ばれた委員により構成される「森林環境税活用検討委員会」によって協議されている。

6 根拠となる条例

宮崎県森林環境税条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合
県 100%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		35,629	72,522	85,462	127,818	172,306
増加	造成 県	269,747	277,619	280,380	280,056	280,611
	運用 利息	105	235	255	191	145
	増加計	269,852	277,854	280,635	280,247	280,756
減少	森林環境税使途事業	232,960	264,914	238,278	235,759	256,179
	減少計	232,960	264,914	238,278	235,759	256,179
期末残高		72,522	85,462	127,818	172,306	196,882

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	187,282
普通預金	7,563
合計	194,845

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

第 33 宮崎県産業廃棄物税基金

1 所管部署

環境森林部 循環社会推進課

2 設置目的

産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てることを目的としている。

3 設置年月日

平成17年4月1日

4 基金の存続期限

条例等による期限はない。

5 基金の概要

基金として積み立てる額は、宮崎県産業廃棄物税条例の規定により県に納入され、又は納付された産業廃棄物税に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額とされる。基金運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入する。

使途事業は以下の通りである。

(1) 排出抑制、再生利用の促進

「食品廃棄物のリサイクルに関する事業開発」

「環境リサイクル技術開発支援事業」等

(2) 適正処理の推進

「廃棄物適正処理推進ネットワーク強化事業」

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業」等

(3) 県民・事業者への啓発

「環境学習啓発事業」

「環境教育推進事業」等

6 根拠となる条例

宮崎県産業廃棄物税基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 100%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		193,873	273,936	273,434	301,050	342,323
増加	造成 県	255,412	269,783	216,203	249,360	217,441
	運用 利息	576	875	1,007	412	219
	増加計	255,988	270,658	217,210	249,772	217,660
減少	使途事業	175,925	271,160	189,594	208,499	205,908
	税収専決減	-	-	-	-	5,458
	減少計	175,925	271,160	189,594	208,499	211,366
期末残高		273,936	273,434	301,050	342,323	348,617

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	340,000
決済性預金	9,331
合計	349,331

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

10 意見

(意見 23)効果測定について

平成21年10月に効果の検証をし、現行制度継続を結論付けしているものの、制度導入5年ということで効果測定が困難なため効果が明確に示されてはいないようである。今後制度導入10年目の平成26年度には効果測定をより一層明確にすべきと考える。

(参考)

宮崎県産業廃棄物税条例の施行後の状況と今後の方針等について(平成21年10月14日、税務課・環境対策推進課)

(結論)

宮崎県産業廃棄物税については、次の理由により現行制度を継続することとする。

- ・産業廃棄物税の最終的な目的は、達成されていないため、今後も継続して税制度を活用する必要がある。
- ・現行制度において制度改正に結びつく要素が見られない。
- ・施行後5年では効果の見極めが難しく、今後も検証が必要である。

また、九州で一斉導入している状況から、税制については九州各県で統一取扱いをする必要がある。

第 34 宮崎県森林整備地域活動支援基金

1 所管部署

環境森林部 森林経営課

2 設置目的

森林所有者等による森林の現況調査その他の地域における活動を確保することにより、森林の適正な整備を推進することを目的としている。

3 設置年月日

平成14年4月1日

4 基金の存続期限

平成28年度末

5 基金の概要

近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として森林所有者の林業施業意欲が減退しており、適時適切な森林施業が十分に行われない森林が発生するなど、このままでは国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じている。

一方、森林・林業基本法第12条第2項は、「国は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うものとする。」と規定している。

このようなことから森林の有する多面的機能が十分に発揮されるように森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、県は市町村を通じて森林所有者等に対し、森林整備地域活動支援交付金を交付することにより、意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委任を受けた者による面的なまとまりを持って作業路網や森林の保護に関する事項も含む計画の作成を促進する「森林経営計画作成促進」、森林施業の集約化及び森林施業の実施の前提となる境界の確認等を行う「施業集約化の促進」並びに既存の作業道等の作業路網を改良して丈夫で簡易な作業道に転換する「作業路網の改良活動等」の地域における活動の確保を図ることとする。

6 根拠となる条例

宮崎県森林整備地域活動支援基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 100%(交付金:森林整備地域活動支援交付金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
期首残高		288,713	387,210	441,519	694,083	256,490	
増加	造成	国	315,000	285,000	1,242,984	-	566,138
		その他	16	195	37	-	-
	運用	利息	-	-	660	1,540	415
	増加計		315,016	285,195	1,243,680	1,540	566,553
減少	森林整備地域活動支援交付金事業		216,519	230,886	991,117	439,133	252,351
	減少計		216,519	230,886	991,117	439,133	252,351
期末残高		387,210	441,519	694,083	256,490	570,692	

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

増加:その他は市町村に概算払をしていたことによる精算時の返還金額である。
平成23年度からは精算払に変更になっている。

平成19年度、平成20年度が無利息であるのはペイオフ解禁により一時的に
決済性預金にて運用していたためである。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	559,371
普通預金	252,000
合計	811,371

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致
しない場合がある。

第 35 宮崎県林業担い手対策基金

1 所管部署

環境森林部 山村・木材振興課

2 設置目的

林業従事者の労働安全衛生の充実、技術技能の向上、福利厚生の実施等を図ることにより、林業従事者の育成確保に資することを目的としている。

3 設置年月日

平成5年4月1日

4 基金の存続期限

条例等による期限はない。

5 基金の概要

宮崎県林業担い手対策基金条例によると、基金の額は 20 億円とされている。基金には必要があるときは追加積立ができ、積立相当額増加する。平成23年度末で基金残高は約 40 億円であり国と県により造成されている。

一方、宮崎県林業担い手対策基金の使途事業は以下のとおりである。

(1) 人づくり

ア 林家・後継者対策

「林業後継者育英資金貸与事業」等

イ 新規就業者対策

「森林の仕事担い手確保促進事業」等

ウ 就業者育成対策

「基幹林業作業士養成事業」等

(2) 基盤づくり(就労基盤対策)

「森林境界明確化促進支援事業」等

(3) 就労環境づくり

ア 就労環境対策

「就労条件整備事業」等

イ 事業体育成対策

「中核となる認定林業事業体育成事業」

ウ 労働安全確保対策

「林業労働安全教育普及促進事業」等

6 根拠となる条例

宮崎県林業担い手対策基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 30.76%

国 69.24% (交付金:普通交付金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高	4,403,734	4,335,345	4,272,250	4,217,836	4,107,868
増加					
機械貸付料積立	34,536	31,650	19,275	-	-
増加計	34,536	31,650	19,275	-	-
減少					
事業	102,925	94,745	73,689	109,968	139,132
減少計	102,925	94,745	73,689	109,968	139,132
期末残高	4,335,345	4,272,250	4,217,836	4,107,868	3,968,736

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

機械貸付料積立について

平成21年度まで県が所有する高性能林業機械を社団法人宮崎県林業労働機械化センター(以下、センターと言う)に有償賃貸し、センターが林業経営者に貸し出していた。賃貸物件に関する保全、修繕費用は県が負担していた。平成22年度からはセンターの自立を促す観点から無償賃貸にし、賃貸物件の保全、修繕費用はセンターが負担することになっている。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
国債	1,099,924
定期預金	1,866,697
政府債	999,768
合計	3,966,389

(注) 平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

10 意見

(意見 24) 滞留貸付金の回収について

基金の使途事業の1つで後継者育英資金貸与事業を行っているが、平成23年度までに貸付を行った3億2,144万円の約1%に当たる3,250千円が滞留貸付金となっている。未返還状況は、貸与者の収入状況等により異なってお

り、関係町村に本人や連帯保証人に督促を行う等の適切な返還事務を実施するように働きかけているとのことである。窓口が市町村である(県は貸付金と返還金の不足分を補助、あるいは貸付金と返還金の余剰分を返還される補助事業として実施している)ので直接的な回収業務はできにくいと考えられるが、今後も返還が確実に行われるよう市町村への働きかけを継続していくことが望まれる。

(参考) 林業後継者育英資金貸与事業

(1) 貸与対象者

県内に住所を有する森林所有者及び林業就業者の子弟で将来林業に従事することを目指す県内の高校生。ただし、県外の高等学校に在学中の者については知事が特に認める場合において貸与対象者となることが可能。

(2) 貸付枠

自宅通学者:15,000 円/月

自宅外通学者:20,000 円/月又は 25,000 円/月の選択制

(3) 返還方法

ア 返還期間

借受期間の3倍

(例) 高校3年間に毎年 180,000 円(15,000 円/月)の貸与を受けた場合、9年間で毎年 60,000 円ずつの返還となる。

イ 返還猶予

高校卒業後、2年間(引き続き大学等に進学した場合、大学等卒業後2年間)の返還猶予を受けることが可能。

ウ 返還免除

林業に就業した場合には返還が免除される。

「林業就業」とは、林業に関する業務に従事し、その就業期間が半年を超える状態をいう。

第 36 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金

1 所管部署

環境森林部 山村・木材振興課

2 設置目的

地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現を図るため、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を目指すことを目的としている。

3 設置年月日

平成21年7月7日

4 基金の存続期限

平成28年3月31日

5 基金の概要

平成21年度から平成23年度を事業期間として間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生のために設置された基金である。

事業内容としては以下のとおりである。

(1) 緑の産業再生プロジェクト推進費

協議会の運営、全体計画策定、県事務費等

(2) 間伐推進加速化事業

間伐の推進、森林境界の明確化等

(3) 森林路網整備加速化事業

森林内の路網整備

(4) 素材生産・木材加工施設等整備事業

高性能林業機械、木材加工・特用林産施設の整備

(5) 木質バイオマス加工・利用施設整備等事業

バイオマス加工・利用施設等の整備、間伐材安定供給コストの支援

(6) 木造公共施設整備等事業

公共施設等の木造化・木質化、地域材の新たな利用開発等の支援

(7) 素材流通経費等支援事業

素材流通コストの支援、間伐材等購入資金の利子助成

平成24年度から平成26年度を事業期間として東日本大震災の復興に必要な木材を全国的に安定供給するとともに、輸入材に対抗できる効率的な国産材の生産体制を確立するため、国の平成23年度補正予算の成立に伴い追加交付される「平成23年度森林整備加速化・林業再生事業費補助金」が当該基金に積み増しされた。

事業内容としては以下のとおりである。

(1) 地域協議会運営推進費

地域協議会による事業計画作成指導、区市町村指導事務費等

(2) 間伐推進加速化事業

間伐、森林境界明確化への支援

(3) 森林路網整備加速化事業

林業専用道、森林作業道、作業道の補強への支援

(4) 素材生産・木材加工施設等整備事業

高性能林業機械の導入や木材加工施設(木材乾燥機等)の整備への支援

(5) 木質バイオマス加工・利用施設整備等事業

木質バイオマス加工施設(燃料チップ加工施設等)や利用施設(木質ボイラー等)の整備への支援

(6) 素材流通経費等支援事業

間伐材等素材の流通経費への支援

(7) 森林技術者・技能者育成加速化事業

森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター、低コスト素材生産に必要な人材育成への支援

(8) 森林・林業人材育成加速化事業

素材産業に必要な講習等への参加、労働災害防止対策装備等の導入への支援

6 根拠となる条例

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 100%(補助金:森林整備加速化・林業再生事業費補助金)

(交付金:地域活性化・経済危機対策臨時交付金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
期首残高		-	3,378,667	1,467,106	
増加	造成	県	-	-	
		国	5,121,200	519,000	
	運用	利息	-	2,216	
	返還金		-	-	48
	増加計		5,121,200	521,216	6,140,555
減少	事業		1,742,533	2,432,777	1,462,157
	減少計		1,742,533	2,432,777	1,462,157
期末残高		3,378,667	1,467,106	6,145,505	

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

平成23年度の返還金は事業費として支出した金額のうち消費税誤りにより交付先より返還された金額である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	6,124,142
普通預金	20,944
合計	6,145,086

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

第 37 宮崎県ふるさと雇用再生特別基金

1 所管部署

商工観光労働部 労働政策課

2 設置目的

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業を実施することにより継続的な雇用の創出を図ることを目的としている。

3 設置年月日

平成21年3月31日

4 基金の存続期限

平成25年3月31日

5 基金の概要

雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取り組みを支援するため、国によってふるさと雇用再生特別交付金が交付された。交付金を受けて県は基金を造成し、この基金を活用することにより、地域の雇用機会の創出を図ることを目的とする。

事業は以下の内容からなる。

(1) 委託事業

地域における継続的な雇用機会の創出を図るために、民間企業、特定非営利活動法人(NPO 法人)等に対する委託により行う事業

(2) 市町村補助事業

事業を行う市町村へ補助金を交付する事業

(3) 一時金の支給事業

委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者を正規労働者として雇い入れた事業主に対する一時金の支給に関する事業

(4) 地域協議会の運営事業

地域基金事業協議会の運営に関する事業

6 根拠となる条例

宮崎県ふるさと雇用再生特別基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合
 国 100% (交付金:ふるさと雇用再生特別交付金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		-	6,330,000	5,352,475	3,137,825
増加	造成 国	6,330,000	-	-	-
	運用 利息	-	18,640	4,412	1,422
	増加計	6,330,000	18,640	4,412	1,422
減少	県事業	-	552,331	1,194,268	1,336,960
	市町村事業	-	443,834	1,024,793	1,568,446
	減少計	-	996,166	2,219,061	2,905,406
期末残高		6,330,000	5,352,475	3,137,825	233,842

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
譲渡性預金	188,174
合計	188,174

(注) 平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

第 38 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金

1 所管部署

福祉保健部 国保・援護課
商工観光労働部 労働政策課

2 設置目的

離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等に対して一時的な雇用・就業機会の創出を図り、これらの者に対する生活・就労相談を総合的に実施するとともに、求職中の貧困・困窮者等に対する住まい対策等を実施することを目的としている。

3 設置年月日

平成21年3月31日
平成22年3月31日(住まい対策拡充等支援事業分)

4 基金の存続期間

平成26年3月31日

5 基金の概要

国からの緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として、労働政策課所管の失業者対策に係る部分 13,000 百万円と国保・援護課所管の住まい対策拡充等に係る部分 655 百万円をそれぞれ本基金に繰り入れている。

失業者対策に係る部分は、非正規労働者・中高年齢者等の失業者に対して、県や市町村が委託事業や直接雇用などにより、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供し、これらの者に対する生活・就労相談を総合的に実施するものである。

住まい対策拡充等に係る部分は、以下の3事業による支援を行うものである。なお、平成23年度の東日本大震災に係る緊急雇用創出事業臨時特例交付金約 7 百万円については平成24年以降に実施される予定の「被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業」に充てられることとなっている。

(1)住宅手当緊急特別措置事業

離職者であって、就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。

(2) 生活保護受給者就労支援事業

福祉事務所に就労支援員を設置し、生活保護受給者の就労に関する支援を行う事業

(3) 生活福祉資金相談体制整備事業

生活福祉資金貸付事業を実施するため、県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会に相談員を配置するもの

各年度の事業費は以下の通りであり、全額が当基金より充当されている。

(単位:千円)

事業名	実施主体	平成 22 年度	平成 23 年度
緊急雇用創出事業	県	2,629,882	2,672,155
同上	市町村	1,318,802	2,112,356
失業者対策部分合計		3,948,684	4,784,511
住宅手当緊急特別措置事業	福祉事務所	59,267	55,220
生活保護受給者就労支援事業	福祉事務所	20,674	28,104
生活福祉資金相談体制整備事業	県社会福祉協議会	6,881	12,674
住まい対策等部分合計		86,822	95,998

6 根拠となる条例

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 100%(緊急雇用創出事業臨時特例交付金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
期首残高		-	1,970,000	7,819,624	6,345,760	
増加	造成	1,970,000	7,017,942	2,570,000	2,097,200	
	運用	利息	-	12,028	5,524	3,909
		積戻				25,257
増加計		1,970,000	7,029,970	2,575,524	2,126,366	
減少	緊急雇用創出事業	-	1,180,346	3,948,684	4,784,511	
	住まい対策拡充等支援事業	-		100,704	107,373	
	減少計	-	1,180,346	4,049,388	4,891,884	
期末残高		1,970,000	7,819,624	6,345,760	3,580,242	

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

平成23年度の積み戻し 25,257 千円は、住まい対策拡充等支援事業の平成22年度の基金取崩額 100,704 千円と執行実績額 86,822 千円の差額 13,882 千円と同事業の平成23年度の基金取崩額 107,373 千円と執行実績額 95,998 千円の差額 11,375 千円の合計額である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	1,868,306
譲渡性預金	1,612,523
決済用預金	31,004
合計	3,511,833

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

第 39 宮崎県中山間ふるさと保全基金

1 所管部署

農政水産部 農村整備課

2 設置目的

農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、国土の保全、生活基盤・自然・文化資源としての重要な公益的機能を有しているが、中山間地域等においては、過疎化・高齢化等の著しい進行により地域の活力が低下しつつあり、この活性化を図ることが重要な課題となっていることから、農地や土地改良施設の利活用を中心とする地域住民活動の多様な展開を促進し、地域の活性化を図ることを目的としている。

3 設置年月日

平成5年12月3日

4 基金の存続期限

条例等による期限はない。

5 基金の概要

当基金は、中山間ふるさと保全基金と棚田地域等緊急保全基金の2つを財源としている。

中山間ふるさと保全基金は、中山間地域を中心として、農地や土地改良施設の多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、平成5年度から平成9年度の間、国及び県が総額6億7,080万円を拠出して基金を造成している。この基金の運用益等を活用し、地域住民による農地や土地改良施設の保全活動の推進や組織づくり、人材育成などのソフト事業を行っている。

対象となる事業は、

- (1) (土地改良施設及び農地の機能強化・保全に関する調査・研究等を行う) 調査研究事業
- (2) (地域住民組織の活動の推進に関する指導及び助言等人材の育成等を行う) 研修事業
- (3) (地域住民や都市住民の意識の向上及び保全の必要性の啓発・普及等を行う) 推進事業

の3事業である。

棚田地域等緊急保全基金は、棚田などの有する多面的機能の良好な発揮及び維持を図るとともに、都市住民も交えた継続的な地域住民活動を推進するために、平成11年から平成12年の間に、国及び県が総額4億2,000万円を拠出して基金を造成している。この基金の運用益等を活用し、農地や土地改良施設の保全や利活用への支援を行っている。

対象となる事業は、

- (1) (都市住民等の保全活動への参加を促進するためのネットワークの構築・運営等を行う) 保全ネットワーク事業
- (2) (地域住民組織の活動の推進に関する指導及び助言等を行う人材の育成等を行う) 保全活動推進事業
- (3) (地域住民等の活動団体が行う保全活動等に要する経費の助成(2分の1)を行う) 保全活動支援事業

の3事業からなる。

6 根拠となる条例

宮崎県中山間ふるさと保全基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 66.7%

国 33.3% (1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業補助金

(2) 中山間ふるさと・水と土保全推進事業補助金

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		1,085,284	1,085,284	1,080,993	1,084,793	1,073,493
増加	運用					
	利息	5,300	3,526	8,864	1,755	2,182
	戻入	-	-	-	-	5,000
	増加計	5,300	3,526	8,864	1,755	7,182
減少	対策事業	3,389	5,713	3,514	2,857	3,088
	推進事業	1,088	1,354	800	5,693	871
	他課分任	823	750	750	4,504	2,832
	減少計	5,300	7,818	5,064	13,055	6,790
期末残高		1,085,284	1,080,993	1,084,793	1,073,493	1,073,885

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	1,073,885
合計	1,073,885

第40 宮崎県口蹄疫復興対策基金

1 所管部署

農政水産部 畜産・口蹄疫復興対策局 復興対策推進課

2 設置目的

平成22年4月以降において県内で発生が確認された口蹄疫により重大な影響を受けた県内経済及び県民生活の早期の復興及び再建を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置等を一体的かつ継続的に実施することを目的としている。

3 設置年月日

平成22年10月1日

4 基金の存続期限

平成27年3月31日

5 基金の概要

平成22年4月以降において県内で発生が確認された口蹄疫により重大な影響を受けた県内経済及び県民生活の早期の復興及び再建を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置等を一体的かつ継続的に実施するため設置された。

取組事業として、

- (1) 畜産事業者及び畜産業に関連する事業者の経営及び生活の復興及び再建のために行う事業
- (2) 畜産から耕種への転換、畜産業の六次産業化等を支援する事業、農商工等連携を推進する事業その他の地域産業を振興することにより地域経済の復興に資する事業
- (3) 平成22年口蹄疫に起因する県、県産品等のイメージダウンを回復するために行う事業
- (4) 平成22年口蹄疫に伴い殺処分された家畜の埋却地及び埋却地周辺の環境対策のために行う事業
- (5) 県内市町村が実施する地域の再生及び復興の取組を支援するために行う事業
- (6) 県内の経済団体等が実施する地域経済の再生及び復興の取組を支援するために行う事業

- (7) 平成22年口蹄疫の被害からの再生及び復興を図ることを目的として県内経済の回復及び雇用の維持のために行う事業
- (8) 以上に掲げるもののほかこの基金の設置の目的を達成するために行う事業であって知事が特に認める事業
- の8事業からなる。

6 根拠となる条例

宮崎県口蹄疫復興対策基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 100%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成22年度	平成23年度
期首残高		-	2,503,404
増加	造成	3,000,000	-
	運用	利息	1,683
		積立等	452,386
	増加計	3,454,069	797,709
減少	各種事業	950,665	1,012,797
	減少計	950,665	1,012,797
期末残高		2,503,404	2,288,316

(注) 残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	1,885,529
普通預金	180,468
合計	2,065,997

(注) 平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

第 41 宮崎県高等学校等生徒修学支援基金

1 所管部署

教育庁 財務福利課

2 設置目的

経済的理由により修学困難な高等学校等生徒の教育機会を確保すること、及び東日本大震災により被災した幼児、児童及び生徒に対する就学等を支援することを目的としている。

3 設置年月日

平成21年10月9日

4 基金の存続期限

平成27年6月30日

5 基金の概要

平成21年当時の経済・雇用状況の悪化を受け、経済的理由により私立高校生等が学業を断念することがないように平成21年度補正予算に基づく高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により全都道府県に本基金を造成した。

対象事業は以下のとおりである。

- (1) 授業料減免事業(私立高校)
- (2) 入学金減免事業(私立高校)
- (3) 奨学金事業(国公立私立高校)

また、東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児生徒に緊急的な支援等を実施した。平成23年度第3次補正予算に基づく被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により既に都道府県に設置されている高校生修学支援基金に区分経理のうえ、積み増した。

- (1) 被災幼児就園支援事業
- (2) 被災児童生徒就学援助事業
- (3) 奨学金事業(被災高校生)
- (4) 私立学校授業料等減免事業(被災幼児児童生徒)
- (5) 特別支援教育就学奨励事業
- (6) 専修学校・各種学校授業料等減免事業

6 根拠となる条例

宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

国 100%

(交付金:高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金)

8 基金の推移

(単位:千円)

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高		-	500,385	406,989
増加	造成	592,821	-	67,752
	運用	102	948	529
	増加計	592,923	948	68,281
減少	奨学金事業	85,626	79,536	95,264
	私立学校授業料減免事業	6,912	14,808	18,018
	被災児童生徒就学援助事業	-	-	900
	私立学校授業料等減免事業(被災)	-	-	1,220
	被災幼児就園支援事業	-	-	196
	減少計	92,538	94,344	115,598
期末残高		500,385	406,989	359,672

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	309,143
決済性預金	50,500
合計	359,643

(注)平成24年3月31日現在の残高なので、8の平成23年度期末残高とは合致しない場合がある。

10 意見

(意見 25)奨学金事業における今後の回収・管理について

基金を活用した奨学金事業は平成21年度から開始されており、その返還は対象者の卒業後6か月経過後に始まることから奨学金事業における現状の返済額は少額でかつ滞納は発生していない。

しかし、県の実施している奨学金事業全体では多額の滞納が発生しているとのことである。返済金が新たな奨学金の原資にもなるので今後の回収、管理

には十分な注意が必要と考える。

(参考)奨学金事業全体の滞納額

(単位:千円)

平成21年度末	134,597
平成22年度末	200,365
平成23年度末	280,380

第 42 宮崎県美術品等取得基金

1 所管部署

教育庁 生涯学習課

2 設置目的

美術品及び美術に関する資料(以下、美術品等という)の取得を円滑かつ効率的に行うことを目的としている。

3 設置年月日

平成元年4月1日

4 基金の存続期限

条例等による期限はない

5 基金の概要

美術品等の取得を円滑かつ効率的に行うために設置された基金である。美術品等は基金から購入され、その後、県の一般会計予算により買戻しされる。結果として美術品等の購入に必要な資金が基金残高として維持されることになる。

平成10年度以降の美術品等取得基金の執行状況は以下の通りである。

(単位:千円)

年度	予算	基金執行額	点数
10	8億円(基金)	263,138	62
11	8億円(基金)	399,450	141
12	8億円(基金)	387,325	26
13	8億円(基金)	386,560	43
14	8億円(基金)	133,910	27

平成15年度以降は美術品等の取得は行われていない。

6 根拠となる条例

宮崎県美術品等取得基金条例

7 平成23年度までの造成額における財源の割合

県 100%

8 基金の推移

(単位:千円)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期首残高	700,000	700,000	700,000	300,000	300,000
減少	一般財源へ繰入	-	-	400,000	-
	減少計	-	-	400,000	-
期末残高	700,000	700,000	300,000	300,000	300,000

(注)残高・増加・減少は出納整理期間中の増減を含む状況である。

平成元年度に3億円で造成、平成3年度に5億円追加造成され平成16年度に1億円の取り崩しが行われ、平成20年度まで7億円の残高となっていた。

9 基金の平成23年度末の運用状況

(単位:千円)

運用手段	金額
定期預金	300,000
合計	300,000

10 意見

(意見 26)美術品等取得手続の継承の重要性と基金残高について

平成15年度以降は美術品等の取得実績はない。美術品等の取得には相当の知識と経験が必要とのことである。この知識と経験を担当者間で確実に継続していくことが重要と思われる。

また、基金残高が3億円で設定されているのは、高価品を機動的に取得するためと考えられるが、基金残高の適切性は検討の余地があると考ええる。